

# 2019

Shiozawa Shinyoukumiai

## Disclosure





1993年（平成5年）  
12月13日 小出郷支店開設

2001年（平成13年）  
10月14日 第1回塩沢信用組合理事議長杯少年野球大会（毎年開催）

2002年（平成14年）  
9月10日 「飛鳥クルーズ小樽のたび」（総勢512名）  
11月1日 小出郷信栄会設立  
（当時会員数47名）

2003年（平成15年）  
6月21日 創立50周年記念式典

2005年（平成17年）  
4月11日 本部・本店駅通り店に移転

2006年（平成18年）  
5月8日 新本店新築  
5月29日 しんくみセンター開設

2011年（平成23年）  
6月20日 「金融担当大臣顕彰」受賞

2013年（平成25年）  
6月22日 創立60周年記念式典

2016年（平成28年）  
9月28日 「魚沼の未来基金」設立  
11月28日 石打支店新築

2017年（平成29年）  
6月1日 「年金友の会」設立30周年式典  
12月1日 「ゼロ金利」地方創生景気換起型資金発売

2018年（平成30年）  
2月14日 内閣府まちひとしごと創生本部担当大臣表彰受賞  
6月23日 創立65周年記念式典

2019年（令和元年）  
6月3日 津南支店リフォーム  
6月11日 五日町支店リフォーム  
7月1日 10年連続好決算記念式典



10年連続好決算記念式典



65周年



魚沼の未来基金 贈呈式



60周年

# 理事長あいさつ



魚沼の  
塩沢信用組合  
理事長 小野澤一成

2008年「リーマンショック」の年、当組合は、大変大きな赤字を処理した。地元  
の「新潟日報」には、県下最大の赤字と大見出しで報じられ、多くの方から、塩沢信  
組大丈夫かとお問い合わせをいただいた。

理事長に就任した2008年6月の「通常総代会」で、不良債権問題と有価証券評価損  
の双子の赤字を処理して、膿を出し切りたいとお願いした。

2009年3月決算は「4億56百万円」の大赤字となった。

あれから10年、当時、自己資本額は、10億円、不良債権額は、20億円、今では、  
自己資本額が、20億円、不良債権額は、10億円と全く逆転し、健全性を示す指標は大幅に改善された。

何よりも、10年連続の好決算を達成し、それを記念して、地元と組合員へ利益を還元することを決めた。

組合員へは、出資配当金を記念増配「年5.0%」とし、提携先の地元自治体に、今年は「湯沢町」へ、来年以  
降も毎年、順番に地元自治体へ利益を還元していくことを決めた。

日銀のマイナス金利政策は、まる3年が経過し、マイナス金利導入前から預金金利を引き下げている、当組  
合は、結果的に、新潟県下で一番高い預金金利となっている。

普通預金の金利は、他の金融機関の「20倍」の金利を3年間付けている。

内国為替の窓口時間は、『8時30分から16時30分まで』だが、この時間帯に窓口で受付が出来るのは、当組合  
のみ、全国的に、昨年10月9日から実施されていることであるが、このことを知っているお客様はまだ少ない。

塩沢信組は、お客様のための取組をいっぱいやっているのに、知らない人が多くて残念だ。せっかくの取組を  
もっと多くの人に知ってもらえるように工夫をしてほしい。そんな声から誕生したのが、「しおしんかわら版」だ。

1か月先の職員の人事異動や2か月先に実施する休日の全店営業、少しでも早く情報をお知らせしたくて、2  
月27日に、約1,200人の方へ郵送でお知らせした。第2弾は、5月に発行し、ATM手数料の引下げ等をお伝え  
した。

小さいもの弱いものの味方として、世のため人のために尽くしてまいります。引続きのご愛顧ご支援をお願い  
申し上げます、挨拶とさせていただきます。

2019年7月

## 沿革・しおしんのあゆみ

1953年（昭和28年）

3月5日 設立

4月1日 営業開始（創業）

1962年（昭和37年）

11月11日 創立10周年記念記念式典

1967年（昭和42年）

12月25日 石打出張所開設

1972年（昭和47年）

11月5日 本店新築竣工祝賀会兼創立20周年記念式典

1974年（昭和49年）

11月5日 石打支店新築

1979年（昭和54年）

11月5日 五日町出張所開設

1981年（昭和56年）

1月26日 五日町信栄会設立  
（当組合員数134名）

8月7日 本店信栄会設立  
（当組合員数134名）

11月12日 石打信栄会設立  
（当組合員数180名）

1983年（昭和58年）

12月5日 津南支店開設

1984年（昭和59年）

11月5日 五日町支店新築

1988年（昭和63年）

6月1日 年金友の会「よろこび」設立

1989年（平成元年）

6月19日 「しおしんレディースクイーン」  
設立

1992年（平成4年）

2月17日 津南信栄会設立  
（当組合員数94名）



金融擔当大臣顕彰



飛鳥



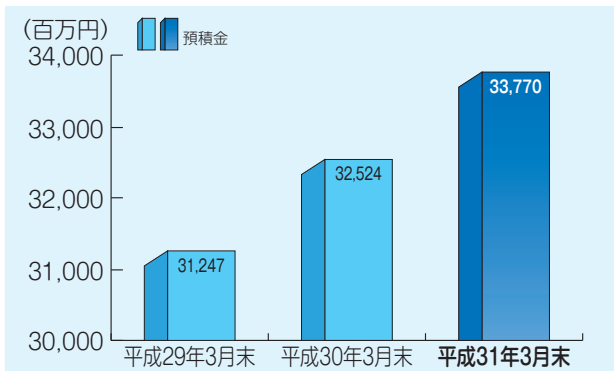
本店新築の工事



創業

# 業績ハイライト

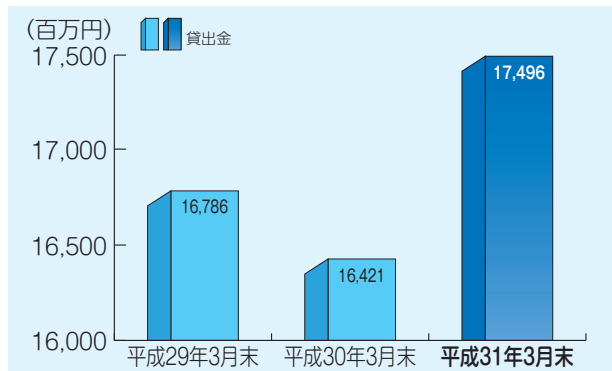
## 預積金



### 預積金は7年連続の増加、337億円を突破

魅力的な商品を発信し、地域に根差した営業活動で預積金を伸ばさせています。またマイナス金利導入前から預金金利を引き下げていないことから、組合経営の基盤である預積金残高の増加に繋がっています。

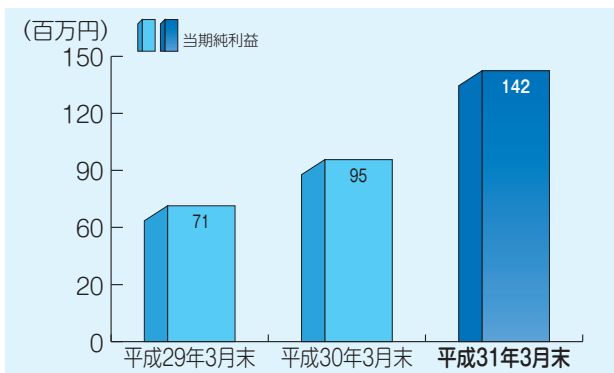
## 貸出金



### 隙間営業で貸出金は10億円増加

銀行カードローンによる多重債務予備軍の「救済支援融資」や、資金調達に苦慮しており、資金繰りに課題を持つ中小事業者の皆様を丁寧に営業したことから貸出金残高が10億円増加となりました。

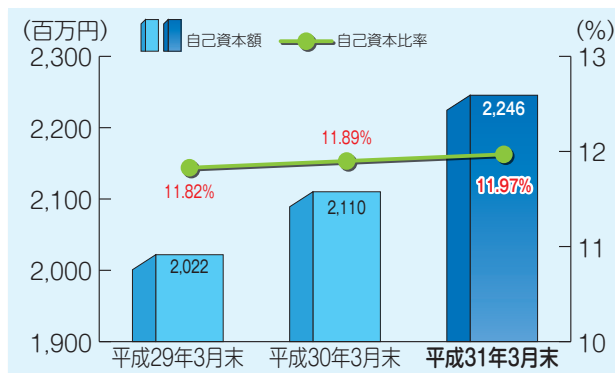
## 当期純利益



### 当期純利益は、信用コストの減少と隙間営業で142百万円

事業者様への長年の経営支援が実り、信用コストが減少したこと、地域の隙間を丁寧に営業したことが利益に貢献しています。

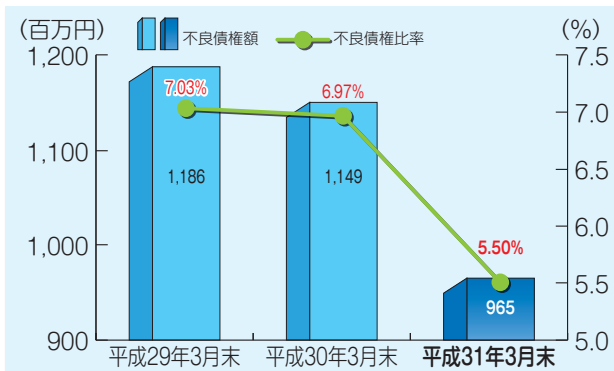
## 自己資本額



### 自己資本額は22億円を突破、自己資本比率も高い健全性を確保

順調な利益計上により、自己資本額は22億円を突破しました。自己資本比率は国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準が求められていますが、当組合は国際基準である8%をも超える十分な水準を維持しています。

## 不良債権額



### 不良債権額は、順調に計上した収益の中から積極的に処理をすすめ5%台となりました

事業先の事業の改善に注力し、不良債権比率は5%台となり、6%を下回りました。

## 業績のハイライト

ノルマを撤廃し、事業先への経営支援に専念してきたことが実り、事業先の業績回復による信用コストの軽減が大きく利益に貢献しています。

銀行カードローンによる多重債務者への支援や銀行経営の合理化による隙間を丁寧に営業したことも貸出金利息の増加につながり、当組合の経営の健全性を高めることができました。



## ■貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	21年～39年
その他	5年～10年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）	
年金資産の額	367,961百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	308,451百万円
差引額	59,510百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	0.234%
--	--------

- 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 23,811百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 27百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 445百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は752百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務

者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は184百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は965百万円であります。  
なお、14から17に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両についてリース契約により使用しております。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、60百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 3,010百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 2,800百万円  
上記のほか為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は5,732円93銭です。
- 商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理  
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。

- (iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。  
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において

は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	17,327	17,388	61
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	600	604	4
その他有価証券	2,959	2,659	-
(3) 貸出金	17,496	17,526	
貸倒引当金(※)	△ 549		
	16,947	17,526	579
金融資産計	37,834	38,477	644
(1) 預金積金	33,770	33,781	11
(2) 借入金	2,800	2,800	-
金融負債計	36,570	36,581	11

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしてしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしてしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間であり時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	15
組合出資金	175
合 計	190

(※) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「その他の証券」が含まれております。以下26まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	200百万円	218百万円	18百万円
小計	200	218	18

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	400百万円	385百万円	△ 14百万円
小計	400	385	△ 14
合計	600	604	4

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
国 債	1,673百万円	1,498百万円	174百万円
その他	913	827	85
小計	2,586	2,326	259

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
その他	373百万円	400百万円	△ 26百万円
小計	373	400	△ 26
合計	2,959	2,726	233

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みのないものはあります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄
- ・時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益
200百万円	789千円

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	404百万円	417百万円	0百万円	851百万円
その他	-	-	-	600
合計	404	417	0	1,451

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,464百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,464百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

貸倒引当金	132百万円
退職給付引当金	5
固定資産	21
賞与引当金	2
その他	14
繰延税金資産小計	176
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 160
繰延税金資産合計	15

有価証券評価差額金

繰延税金負債合計

繰延税金負債の純額

48百万円

## ■損益計算書

科 目	平成29年度	平成30年度
経常収益	634,078	647,190
資金運用収益	599,061	564,837
貸出金利息	453,827	448,531
預け金利息	26,777	24,080
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	114,179	88,040
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	4,277	4,184
役務取引等収益	30,747	30,753
受入為替手数料	17,157	17,280
その他の役務収益	13,589	13,472
その他業務収益	2,849	9,267
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	759
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	2,849	8,508
その他経常収益	1,420	42,332
貸倒引当金戻入益	-	41,605
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	30
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	1,420	696
経常費用	516,829	478,632
資金調達費用	10,394	10,659
預金利息	9,952	10,232
給付補てん備金繰入額	333	313
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	-	-
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマース・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	107	113
役務取引等費用	33,635	31,678
支払為替手数料	10,627	10,634
その他の役務費用	23,007	21,043
その他業務費用	445	89
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	445	89
経常費用	450,890	432,264
人件費	265,369	253,593
物件費	180,278	173,705
税	5,242	4,965
その他経常費用	21,463	3,940
貸倒引当金繰入額	13,998	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	7,465	3,940
経常利益	117,249	168,557

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	0	171
固定資産処分損	0	171
減損損失	-	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	117,249	168,386
法人税、住民税及び事業税	21,510	24,190
法人税等調整額	306	1,496
法人税等合計	21,816	25,686
当期純利益	95,432	142,699
繰越金(当期首残高)	68,035	72,070
当期末処分剰余金	163,467	214,770

## ■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
当期末処分剰余金	163,467	214,770
当期純利益	95,432	142,699
繰越金	68,035	72,070
利益準備金取崩額	650	434
特別積立金取崩額	306	1,496
うち経営改善積立金	306	1,496
剰余金処分額	92,353	110,591
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金 (普通出資に対する配当率) (年3%の割合)	12,353	20,591 (年5%の割合)
特別積立金 (うち経営改善積立金)	80,000	90,000
次期繰越金	72,070	106,108

## ■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の第8第3項に規定に基づき、公認会計士 北畠 収 の監査を受けております。

【会計監査人の氏名及び名称】

公認会計士北畠会計事務所 公認会計士 北畠 収

## ■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年6月25日

塩沢信用組合 理事長 小野澤一成

## ■損益計算書の注記事項

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 344円22銭



# 自己資本の充実の状況について

(単位：百万円)

## I. 自己資本の構成に関する事項

項 目	平成 29 年度	経過措置 による 不算入額	平成 30 年度	経過措置 による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,066		2,175	
うち、出資金及び資本剰余金の額	413		412	
うち、利益剰余金の額	1,641		1,783	
うち、外部流出予定額(△)	12		20	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	46		70	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	46		70	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,112		2,246	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	0	1	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	0	1	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	-	-	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	

項 目	平成 29 年度	経過措置 による 不算入額	平成 30 年度	経過措置 による 不算入額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2		1	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	2,110		2,244	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	16,575		17,588	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲149		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	▲150		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス取引等項目	36		35	
CAVリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,165		1,158	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	17,741		18,747	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	11.89		11.97	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## Ⅱ. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	16,575	663	17,588	703
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	16,725	669	17,588	703
① ソブリン向け	73	2	74	2
② 金融機関向け	3,518	140	3,647	145
③ 法人等向け	3,796	151	4,728	189
④ 中小企業等・個人向け	3,782	151	3,587	143
⑤ 抵当権付住宅ローン	638	25	515	20
⑥ 不動産取得等事業向け	28	1	21	0
⑦ 三月以上延滞等	17	0	23	0
⑧ 出資等	1,276	51	1,032	41
出資等のエクスポージャー	1,276	51	1,032	41
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	-	-
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	87	3	175	7
⑪ その他	3,255	130	3,782	151
(2) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(3) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
(4) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲150	▲6	-	-
(5) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
(6) 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,165	46	1,158	46
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	17,741	709	18,747	749

(注)

- 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
- 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

- 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



未来魚沼の交差点(2019年12月6日)

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地区別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国 内	38,165	39,451	39	37	3,247	3,300	-	-	84	85
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	38,165	39,451	39	37	3,427	3,300	-	-	84	85
製 造 業	933	1,242	-	-	-	-	-	-	5	0
農 業、林 業	799	799	28	26	-	-	-	-	-	-
漁 業	33	32	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,562	1,535	-	-	-	-	-	-	25	27
電気・ガス・熱供給・水道業	143	173	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	25	18	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	313	366	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	1,748	2,099	0	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	19,223	19,478	0	-	1,828	1,801	-	-	-	-
不 動 産 業	80	67	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	49	55	0	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	733	850	-	-	-	-	-	-	1	6
飲 食 業	795	773	0	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	260	244	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育・学 習 支 援 業	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療・福 祉	166	178	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,623	1,684	0	0	-	-	-	-	-	1
そ の 他 の 産 業	69	70	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	2,593	2,890	-	-	1,598	1,499	-	-	-	-
個 人	5,686	5,619	10	10	-	-	-	-	51	49
そ の 他	1,312	1,264	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	38,165	39,451	39	37	3,427	3,300	-	-	84	85
1 年 以 下	21,323	18,447	0	-	100	399	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	7,238	6,321	-	-	599	199	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	3,391	4,003	-	-	199	199	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	683	841	0	0	-	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	736	894	0	2	-	-	-	-	-	-
10 年 超	1,822	1,989	37	34	999	1,299	-	-	-	-
期間の定めのないもの	185	4,317	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,782	2,634	-	-	1,528	1,201	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	38,165	39,451	39	37	3,427	3,300	-	-	-	-

(注)

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれています。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	平成29年度	59	46	-	59	46
	平成30年度	46	70	-	46	70
個 別 貸 倒 引 当 金	平成29年度	577	587	17	560	587
	平成30年度	587	478	42	544	478
合 計	平成29年度	637	633	17	620	633
	平成30年度	633	549	42	591	549

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	29年度	30年度	29年度	30年度	目的使用		その他		29年度	30年度	29年度	30年度
製 造 業	19	19	19	13	—	4	19	19	19	13	—	—
農 業、林 業	5	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	69	111	111	77	—	—	69	111	111	77	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	57	47	47	61	—	—	57	43	47	61	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	249	242	242	240	—	34	249	208	242	240	—	—
飲 食 業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育・学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	102	97	97	29	—	—	102	97	97	29	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 合 計	75	69	69	56	12	4	62	65	69	56	—	—
合 計	577	587	587	478	17	42	560	544	587	478	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	3,208	—	3,380
10	—	738	—	782
20	653	17,041	900	17,346
35	—	1,849	—	1,505
50	—	—	—	66
75	—	5,422	—	5,194
100	14	8,583	14	10,260
150	—	26	—	0
250	—	—	—	—
1250	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	668	36,870	915	38,536

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



けんこう職場おすすめプラン表彰式（2019年12月6日）

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	617	584	-	-	-	-	-	-
① ソブリン向け	1	1	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	177	186	-	-	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	431	362	-	-	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	6	31	-	-	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	2	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資金等	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨その他	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年度金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合  
 該当ございません。  
 ロ. 投資家の場合  
 該当ございません。

### (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

- イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非 上 場 株 式 等	15	-	15	-

出資等エクスポージャーのうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

- ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額  
 該当ございません。  
 ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額  
 該当ございません。  
 ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
 該当ございません。

### (7) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク（通称：IRRBB）			
項番		△EVE（経済価値の変動）	
		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト	/	192
2	下方パラレルシフト		0
3	スティーブ化		158
4	フラット化		0
5	短期金利上昇		23
6	短期金利低下		0
7	最大値		192
		平成29年度	平成30年度
8	自己資本の額		2,244

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年度金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当初末分のみを開示しております。なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、99百万でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセントタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

# 主要な経営指標の推移

## ■主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
経常収益	669,175	643,591	619,001	596,089	582,756	611,195	619,890	653,576	634,078	647,190
経常利益	95,944	124,217	85,074	105,918	77,996	108,398	116,697	71,134	117,249	168,557
当期純利益	83,005	123,676	84,818	103,283	77,047	107,796	116,697	71,409	95,432	142,699
預金積金残高	31,216,095	30,399,895	30,613,330	29,914,075	30,266,906	30,375,253	30,620,003	31,247,328	32,524,962	33,770,205
貸出金残高	15,711,612	15,929,821	15,844,072	14,997,912	15,265,708	16,141,004	16,743,480	16,786,371	16,421,391	17,496,884
有価証券残高	2,677,538	2,906,786	3,159,401	3,241,842	2,433,600	2,864,756	3,480,202	2,916,515	3,669,440	3,575,118
総資産額	32,738,410	32,052,351	32,366,382	31,832,436	32,223,344	32,565,043	34,947,059	36,406,155	37,756,465	39,161,562
純資産額	1,337,874	1,471,900	1,583,955	1,742,837	1,809,844	2,008,109	2,137,564	2,151,481	2,220,455	2,365,364
自己資本比率(単体)	10.52%	11.21%	11.78%	12.80%	12.74%	12.13%	11.63%	11.82%	11.89%	11.97%
出資総額	399,697	397,173	398,737	404,949	412,466	415,829	414,307	413,676	413,026	412,592
出資口数	399,697口	397,173口	398,737口	404,949口	412,466口	415,829口	414,307口	413,676口	413,026口	412,592口
出資に対する配当金	12,056	16,084	11,955	12,020	12,203	12,479	12,415	12,393	12,353	20,591
職員数	44	45	45	45	43	46	45	46	43	45

(注) 1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。  
2. 自己資本比率(単体)は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

## ■資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	29年度	36,274	599	1.65
	30年度	37,249	564	1.51
うち貸出金	29年度	16,527	453	2.74
	30年度	17,022	448	2.63
うち預け金	29年度	16,835	26	0.15
	30年度	16,760	24	0.14
うち金融機関貸付等	29年度	-	-	-
	30年度	-	-	-
うち有価証券	29年度	2,841	114	4.01
	30年度	3,365	88	2.61
資金調達勘定	29年度	34,803	10	0.02
	30年度	36,176	10	0.02
うち預金積金	29年度	31,982	10	0.03
	30年度	33,353	10	0.03
うち借入金	29年度	2,800	-	-
	30年度	2,800	-	-

## ■粗利益

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
資金運用収益	599,061	564,837
資金調達費用	10,394	10,659
資金運用収支	588,667	554,178
役員取引等収益	30,747	30,753
役員取引等費用	33,635	31,678
役員取引等収支	▲ 2,888	▲ 925
その他業務収益	2,849	9,267
その他業務費用	445	89
その他業務収支	2,404	9,178
業務粗利益	588,183	562,431
業務粗利益率	1.62%	1.50%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## ■先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成29年度			平成30年度		
	契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
金 利	売 建					
	買 建					
債 券	売 建					
	買 建					
合 計	売 建					
	買 建					
差 引 計						

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

## ■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	平成29年度		平成30年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金利スワップ				
通貨スワップ				
先物外国為替取引				
金利オプション(買)				
通貨オプション(買)				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

## ■業務純益

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度
業務純益	153,908	132,959

## ■総資金利鞘等

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度
資金運用利回(A)	1.65	1.51
資金調達原価率(B)	1.31	1.21
総資金利鞘(A-B)	0.34	0.30

## ■総資産利益率

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.31	0.44
総資産当期純利益率	0.25	0.37

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## ■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科目	平成29年度	平成30年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	759
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	2,849	8,508
合計	2,849	9,267

## ■有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種類	年度	取得価格(A)	時価(B)	評価損益(B)-(A)
有価証券	平成29年度	3,456	3,688	231
	平成30年度	3,341	3,579	237
金銭の信託	平成29年度			
	平成30年度			
デリバティブ等商品	平成29年度			
	平成30年度			

(注) 1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

## ■経費の内訳

(単位：千円)

科目	平成29年度	平成30年度
人件費	262,314	253,593
報酬給料手当	213,649	205,708
賞与引当金繰入額	▲ 943	4
退職給付費用	20,131	17,086
社会保険料等	29,476	28,000
物件費	180,278	173,705
事務費	80,911	80,872
固定資産費	24,156	27,061
事業費	29,434	25,076
人事厚生費	5,529	4,882
預金保険料	11,259	10,693
固定資産償却	28,986	25,119
税金	5,242	4,965
合計	447,835	432,264

## ■役務取引の状況

(単位：千円)

科目	平成29年度	平成30年度
役務取引等収益	30,747	30,753
受入為替手数料	17,157	17,280
その他の受入手数料	13,589	13,472
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	33,635	31,678
支払為替手数料	10,627	10,634
その他の支払手数料	9,504	8,556
その他の役務取引等費用	13,503	12,487

## ■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度
受取利息の増減	▲ 17,423	▲ 34,224
支払利息の増減	▲ 1,300	265

## ■一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	平成29年度	平成30年度
1店舗当たりの預金残高	6,504	6,754
1店舗当たりの貸出金残高	3,284	3,499

## ■職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	平成29年度	平成30年度
職員1人当たりの預金残高	756	750
職員1人当たりの貸出金残高	381	388

## ■預貸率および預証率

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度	
預貸率	期末残高	50.48	51.81
	期中平残	51.67	51.03
預証率	期末残高	11.28	10.58
	期中平残	8.88	10.09

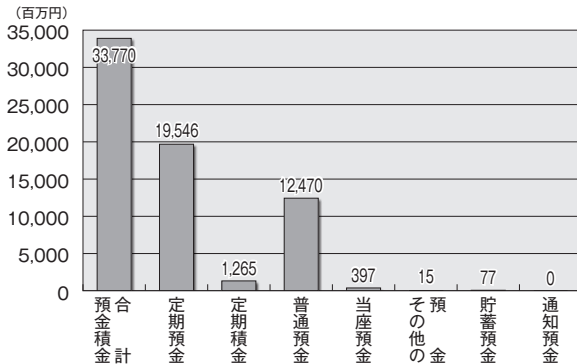
# 資金調達

## 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,669	36.49	12,540	37.60
定期性預金	20,271	63.38	20,767	62.26
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	41	0.13	45	0.13
合 計	31,982	100.00	33,353	100.00

## 30年度 預金科目別構成グラフ



# 資金運用

## 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	94	0.57	70	0.41
手形貸付	1,319	7.98	1,300	7.64
証書貸付	14,180	85.80	14,690	86.30
当座貸越	933	5.65	960	5.64
合 計	16,527	100.00	17,022	100.00

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	8,280	50.42	9,012	51.51
設備資金	8,140	49.57	8,484	48.49
合 計	16,421	100.00	17,496	100.00

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,910	43.83	2,872	44.36
住宅ローン	3,729	56.17	3,602	55.64
合 計	6,639	100.00	6,474	100.00

## 貸出金金利区別残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	6,223	43.57	7,092	46.73
変動金利貸出	8,060	56.43	8,084	53.26
合 計	14,283	100.00	15,177	100.00

## 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	27,306	83.96	27,724	82.10
法人	5,218	16.04	6,045	17.90
一般法人	4,100	12.61	4,918	14.56
金融機関	8	0.02	-	-
公 金	1,108	3.41	1,126	3.33
合 計	32,524	100.00	33,770	100.00

## 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
固定金利定期預金	18,431	18,813
変動金利定期預金	103	96
その他の定期預金	688	636
合 計	19,223	19,546

## 財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
財形貯蓄残高	26	26

## 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,599	56.28	1,559	46.33
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
株 式	15	0.53	15	0.45
外国証券	300	10.56	1,270	37.74
その他の証券	927	32.63	520	15.45
合 計	2,841	100.00	3,365	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成29年度 100	832	-
	平成30年度 404	417	-	851	
地 方 債	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
短期社債	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
社 債	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
株 式	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
外国証券	平成29年度	-	-	-	300
	平成30年度	-	-	-	600
その他の証券	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
合 計	平成29年度	100	832	-	1,146
	平成30年度	404	417	-	1,451

(注) 残高には「期間の定めのないもの」は含まれておりません。



## ■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	900	5.48	1,189	6.80
農 業 ・ 林 業	601	3.66	634	3.62
漁 業	11	0.07	11	0.06
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	1,401	8.53	1,396	7.98
電気・ガス・熱供給・水道業	110	0.67	142	0.81
情 報 通 信 業	25	0.15	18	0.10
運 輸 業 ・ 郵 便 業	303	1.85	357	2.04
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,677	10.21	2,034	11.63
金 融 業 ・ 保 険 業	440	2.68	337	1.93
不 動 産 業 業	80	0.49	67	0.38
物 品 賃 貸 業 業	3	0.02	6	0.03
学術研究・専門・技術サービス業	35	0.21	42	0.24
宿 泊 業 業	727	4.43	845	4.83
飲 食 業 業	628	3.82	637	3.64
生活関連サービス業・娯楽業	218	1.33	206	1.18
教育・学習支援業	5	0.03	1	0.01
医 療 ・ 福 祉	166	1.01	178	1.02
その他のサービス	1,379	8.40	1,452	8.30
その他の産業	69	0.42	70	0.40
小 計	8,788	53.52	9,631	55.05
国・地方公共団体等	993	6.05	1,390	7.94
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,639	40.43	6,474	37.00
合 計	16,421	100.00	17,496	100.00

## ■貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

## ■担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
			金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	平成29年度	526	3.20	-
	平成30年度	497	2.84	-
有 価 証 券	平成29年度	-	-	-
	平成30年度	-	-	-
動 産	平成29年度	-	-	-
	平成30年度	-	-	-
不 動 産	平成29年度	7,776	47.35	36
	平成30年度	8,092	46.25	35
そ の 他	平成29年度	-	-	-
	平成30年度	-	-	-
小 計	平成29年度	8,302	50.56	36
	平成30年度	8,589	49.09	35
信用保証協会・信用保険	平成29年度	892	5.43	3
	平成30年度	782	4.47	2
保 証	平成29年度	4,324	26.33	-
	平成30年度	4,541	25.95	-
信 用	平成29年度	2,902	17.67	-
	平成30年度	3,583	20.48	-
合 計	平成29年度	16,421	100.00	39
	平成30年度	17,496	100.00	37

## ■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
一般貸倒引当金	46	46	70	24
個別貸倒引当金	587	587	478	▲109
合 計	633	633	549	▲84

## ■リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権は、平成10年に施行された「金融システム改革法」に基づいて平成11年3月期より開示しております。

作成に当たっては、貸出資産の自己査定債務者区分を基準として集計しており、「自己査定による債務者区分」と「金融再生法に準じた債権区分」及び「金融システム改革法に基づくリスク管理債権」の関係を一覧表にして表記いたしましたのでご参照ください。

### I. 自己査定と金融再生法に基づく開示債権並びに管理債権との関係

自己査定による債務者区分	金融再生法に準じた債権区分 (貸出金とその他債権を合算しております)		金融システム改革法に基づくリスク管理債権	自己査定の分類区分の範囲				当組合償却引当概要
	(貸 出 金)	※ (その他債権)		(貸 出 金 の み)	I	II	III	
破 綻 先 実 質 破 綻 先	破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	同 左	破 綻 先 債 権	○	○	○	○	Ⅲ・Ⅳ分類に対して100%の引当
破 綻 懸 念 先			延 滞 債 権	○	○	○	-	
要 注 意 先	要 管 理 債 権	同 左	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	○	○	-	-	債権額に対する毀損率により算出し引当
			貸 出 条 件 緩 和 債 権	○	○	-	-	
正 常 先	正 常 債 権			○	-	-	-	債権額に対する毀損率により今後1年間の予想損失額を算出し引当

※その他債権とは、当該債務者に対する未収利息・仮払金・債務保証見返等の債権をいいます。

## II. リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況

平成31年3月末

(単位：千円)

区 分	分	貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破 綻 先 債 権	平成29年度	27,634	6,038	21,595	100.00%
	平成30年度	28,742	-	28,742	100.00%
延 滞 債 権	平成29年度	957,457	367,296	565,972	97.47%
	平成30年度	752,402	283,469	450,223	97.51%
3か月以上延滞債権	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成29年度	164,156	35,112	15,476	30.82%
	平成30年度	184,101	53,343	36,132	48.60%
合 計	平成29年度	1,149,247	408,447	603,045	88.01%
	平成30年度	965,247	336,812	515,098	88.26%

※リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、二。商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

## III. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

平成31年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	142,014	45,938	96,076	142,014	100.00%	100.00%
	平成30年度	84,041	23,265	60,776	84,041	100.00%	100.00%
危 険 債 権	平成29年度	843,077	327,397	491,492	818,889	97.13%	95.31%
	平成30年度	697,103	260,204	418,189	678,393	97.32%	95.72%
要 管 理 債 権	平成29年度	164,156	35,112	15,476	50,588	30.82%	11.99%
	平成30年度	184,101	53,343	36,132	89,476	48.60%	27.63%
不良債権計	平成29年度	1,149,247	408,447	603,045	1,011,492	88.01%	81.40%
	平成30年度	965,247	336,812	515,098	851,910	88.26%	81.97%
正 常 債 権	平成29年度	15,335,114	-	-	-	-	-
	平成30年度	16,594,178	-	-	-	-	-
合 計	平成29年度	16,484,362	-	-	-	-	-
	平成30年度	17,559,425	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

## IV. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

平成31年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権	I分類額	II分類額	III分類額	IV分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
① 破 綻 先 債 権 額	-	-	-	28,742	28,742	28,742
② 実 質 破 綻 先 債 権 額	2,115	21,149	1,500	30,553	55,298	32,033
③ 破 綻 懸 念 先 債 権 額	86,492	173,711	436,899	-	697,103	418,189
④ 要注 意先	要 管 理 先 債 権 額	7,320	248,051	-	255,372	36,132
	そ の 他 要 注 意 先 債 権 額	338,476	1,926,855	-	2,265,331	27,886
⑤ 正 常 先 債 権 額	14,257,576	-	-	-	14,257,576	6,432
総 与 信 額	14,691,982	2,369,767	438,399	59,276	17,559,425	549,417

# その他の業務

## 代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全国信用組合連合会	7,892	2.51	6,971	2.48
商工組合中央金庫	-	-	-	-
日本政策金融公庫 (うち教育ローン) (うち農林水産事業)	155,904 (14,707) (141,197)	49.65	152,354 (11,157) (141,197)	54.27
独立行政法人住宅金融支援機構	145,592	46.37	116,935	41.65
独立行政法人福祉医療機構	657	0.21	511	0.18
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3,950	1.26	3,950	1.41
そ の 他	-	-	-	-
合 計	313,996	100.00	280,724	100.00

## 主要な業務の内容

### A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金(譲渡性預金)も取扱っております。

### B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越(カードローン含む)、商業手形等の割引を取扱っております。

### C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

### E 付帯業務

- ① 債務の保証業務
- ② 有価証券の貸付業務
- ③ 国債等の引受け

### ④ 代理業務

- イ. 日本政策金融公庫の代理貸付
- ロ. 商工組合中央金庫の代理貸付
- ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付
- ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付
- ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理貸付
- ヘ. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理
- ト. 地方公共団体の公金取扱業務
- チ. 株式会社払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

### ⑤ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)

- ⑥ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- ⑦ 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

## 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成29年度末		平成30年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金・振 込	他の金融機関向け	26,507	11,429	27,865	12,820
	他の金融機関から	39,369	13,038	39,157	13,089
代 金 取 立	他の金融機関向け	659	267	593	267
	他の金融機関から	2,262	1,831	2,042	1,619

## 各種サービス手数料一覧

### ●内国為替・振込手数料

種 類			手 数 料							
			窓 口		A T M					
窓口またはATMご利用の場合			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込		現金による振込	他行カード振込		
					非組合員の方	組合員の方				
当 組 合 宛	当組合同一店宛	5万円未満	108円	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料		
		5万円以上	324円						216円	216円
	当組合本支店宛	5万円未満	216円		108円				108円	108円
		5万円以上	432円		324円				324円	324円
他 行 宛	電 信 扱 い	5万円未満	648円	432円	540円	216円	540円	540円		
		5万円以上	864円	648円	756円	432円	756円	756円		

※定額自動送金は、ATM振込の手数料に準じます。

●各種発行手数料

種	類	手数料		
		冊(枚)	金額	
各種発行手数料	手形・小切手帳 交付手数料	小切手帳	1冊(50枚)	648円
		約束手形帳	1冊(25枚)	324円
		為替手形帳	1冊(25枚)	324円
		マル専手形用紙	1枚	540円
	自己宛小切手発行手数料		1枚	540円
	通帳・証書・キャッシュカード・ ローンカードの再発行 ※			1,080円
	預金残高証明書		1通につき	540円
	融資残高証明書			無料
	住宅取得に係る借入金の年末残高証明書			無料
	融資証明書		1通につき	3,240円
利息証明書		1通につき	540円	

※紛失・盗難・汚損(カードについては暗証番号忘れも含む)が対象となります。

●内国為替・取立手数料

種	類	手数料	
取立手数料	当組合本店所在の手形交換地域内の場合	216円	
	当組合加盟の異なる 手形交換所のもの	普通扱い	648円
		至急扱い	864円
	当組合支払場所で本店宛	216円	
	当組合支払場所で同一店内	無料	

●個人情報開示請求手数料

種	類	手数料
	個人情報開示請求依頼	無料

●キャッシュサービスご利用手数料

ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
当組合	無料	無料		無料	無料		108円	無料		108円	無料	
※しんくみお得ねっと	108円			無料			108円			108円		
※提携金融機関	108円		108円	108円		108円	108円		108円			108円
※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円		108円	108円				
キャッシング	無料			無料			108円					
セブン銀行	午前7:00から午前8:45まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで			午後8:00から午後10:00まで		
	108円	108円		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
	無料	無料		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
ご利用カード	午前8:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで					
	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金			
	当組合	無料	無料	108円	無料		108円	無料				
	※しんくみお得ねっと	無料		108円								
	※提携金融機関	108円		108円		108円						
※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円							
キャッシング	無料			108円								
セブン銀行	午前8:00から午前9:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで					
	108円	108円		108円	108円		108円	108円				
	無料	無料		108円	108円		108円	108円				
ご利用カード	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで								
	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金						
	当組合	108円	無料	108円	無料							
	※しんくみお得ねっと	108円										
	※提携金融機関	108円		108円								
※ゆうちょ銀行	108円	108円										
キャッシング	108円											
セブン銀行	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで								
	108円	108円		108円	108円							

※「提携金融機関」ならびに「ゆうちょ銀行」は、土曜・祝祭日のATMでのご利用開始時間が午前9:00からとなります。  
 ※「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。  
 ※「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。  
 ※ [ ] の時間帯はお取扱いできません。

●その他手数料

種	類	回数	手数料
その他	ATM延長時間帯利用手数料	1回につき	108円
	ATM銀行間利用手数料	1回につき	108円
	県内しんくみカード利用平日・通常時間手数料		無料
	マル専口座開設手数料(割賦販売通知書1通)	1口座につき	3,240円
	不渡手形返却料		
	取立手形・小切手組戻料	1通につき	648円
振込組戻料			
取引明細照会手数料(COM) ※	1枚につき	216円	

※取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

●融資関連手数料

種	類	手数料	
融資関連手数料	カードローン口座開設手数料 (第1回目のご利用返済時に自動引落し)	無料	
	住宅ローン取扱手数料 ※①	根・抵当権設定	32,400円
		全国保証(株)保証付	54,000円
	不動産担保 設定手数料 ※②	不動産担保新規・追加・譲渡設定	21,600円
		不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等	10,800円
	融資条件変更 手数料 ※③	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退 金利・融資期間変更等	5,400円
	住宅ローン繰上返済手数料 (全部繰上)		5,400円
	支払承諾保証書		保証額×0.9%

※① 担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。  
 ※② 一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料になります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。  
 ※③ 小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。

# 総 代 会

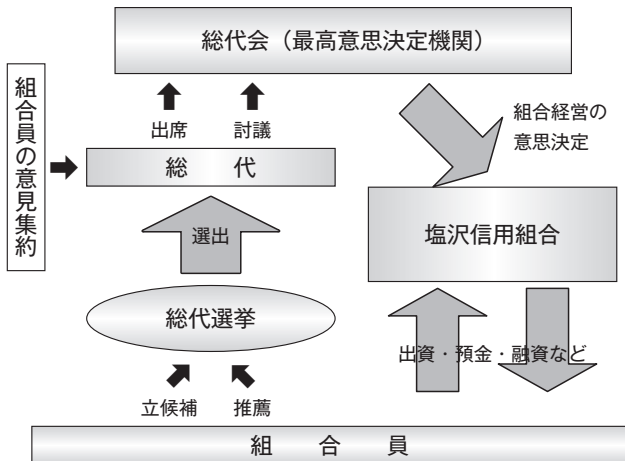
## 総代および総代会の機能等について

### ① 総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。

組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることが出来ます。

当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。



### ② 総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

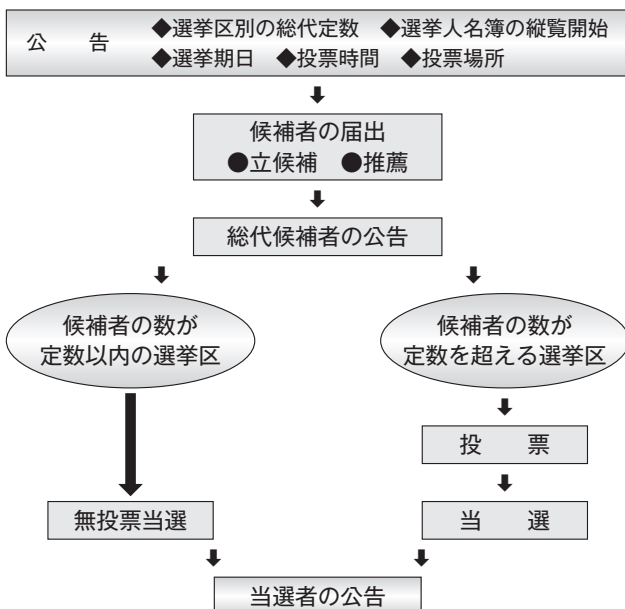
なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されています。

組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められています。

当組合の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む）を当選者として投票は行っておりません。



### 当組合のガバナンス強化の取組

当組合では、組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、経営の情報開示の充実と、総代地区会議等の活用により、その都度、組合員の声を聞き、開かれた組合経営に努めてまいりました。

#### ・当組合の具体的な取組実績

##### 1. 役員に関しての実績

- 1) 平成16年6月より「員外監事」を1名選任している
- 2) 平成17年6月より「常勤監事」を1名選任している
- 3) 平成18年6月に「理事の定数」を12名から10名へ2名削減している
- 4) 平成21年6月より地区理事5名を職員外（総代）より選出している
- 5) 平成27年6月より「女性役員（非常勤監事）」を1名選任している

##### 2. 総代に関しての実績

- 1) 「総代地区会議」を年2回定期開催している
- 2) 平成18年6月に全国初の「女性総代」を誕生させた
- 3) 平成18年11月、21年6月、23年11月に総代の研修会を実施した
- 4) 平成21年6月に「総代の定年制」を規定化、上限を75歳とした
- 5) 平成27年6月の総代選出にあたり構成を組合員構成比に近付けた
- 6) 平成30年6月の「総代の重任制限」を規約化、上限を10回とした
- 7) 通常総代会及び総代地区会議の出席率70%以上

##### 3. その他の実績

- 1) 平成16年4月より外部監査として「監査法人」を選任している
- 2) 平成23年11月に非常勤役員、総代、信栄会員への研修会を実施した
- 3) 平成27年7月に非常勤役員を全信中協主催の専門研修会へ派遣した

### ③ 第66期通常総代会の決議項

2019年6月25日開催の「通常総代会」において下記のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

- 第1号議案 2018年度「第66期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。
- 第2号議案 2019年度「第67期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。
- 第3号議案 「定款」一部変更の件は、原案どおり承認されました。
- 第4号議案 理事任期満了に伴う改選の件は、次のように選任されました。
- |    |        |    |
|----|--------|----|
| 理事 | 小野澤 一成 | 重任 |
| 理事 | 須藤 昇二  | 重任 |
| 理事 | 高橋 清隆  | 重任 |
| 理事 | 星 充男   | 重任 |
| 理事 | 高橋 守   | 重任 |
| 理事 | 中澤 一博  | 再任 |
| 理事 | 高橋 郁夫  | 新任 |
| 理事 | 山田 泰   | 新任 |
- 第5号議案 退任役員に対する退任慰労金支給の件は、原案どおり承認されました。
- 第6号議案 組合員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。
- 第7号議案 2019年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

##### 1. 理事報酬

年間総額 34,000千円以内とする。(昨年33,000千円)

- 各理事の報酬額、支給時期、支給方法については理事会に一任する。
2. 監事報酬  
年間総額 9,000千円以内とする。(昨年8,000千円)  
各監事の報酬額、支給時期、支給方法については監事会に一任する。
3. 実支給については、2019年7月の報酬月額より、全役員

- 一齊に変更し、2020年6月まで同額にて適用するものとする。
- 第8号議案 当組合「経営情報」開示の件として、次の項目についてご説明いたしました。
- 2019年度「重点施策」に関する件
  - 「魚沼の未来基金」の報告と引き続きの支援の件

2019年5月開催「総代地区会議」総代様との意見交換のまとめ

総代様からのご意見・質問等	回 答
好決算で、利益を組合員及び地元還元するということはとても良い取り組みであると思います。 また、理事長からこの先を見据えた5年先10年先のビジョンを教えてください。	2030年から現在に戻ってくる、フューチャービジョンという考え方を採用している。価値観の変化を捉えることが重要であり、例えば「経済性より社会性」「スケールよりクオリティ」「労働量より生産性」などです。また、自主廃業の増加、要介護の増加が見込まれる「2025年問題」も含め検討していく必要があると考えています。
利益が出た中、地元10団体へ寄付を行うとのことだが対象先は決まっているのですか。	地域貢献及び伝統継承に資する事業に取り組んでいる団体で、各店2団体、合計10団体に対し贈呈させて頂く予定としています。
10年連続好決算は非常に素晴らしいと思います。県内では第四北越FGの誕生があるなど他行や信用組合業界は大変だと思うのですが、首都圏の金融機関などの情勢についても教えてください。	銀行氷河期と言われ、メガと呼ばれるところが相次いで減収減益による大幅なリストラ計画を打ち出し、店舗も半分程度にする計画だが、その店舗の再活用メドが立っていないため、減損処理も行わなければならない苦しい状況に立っています。こうした中で、メガバンクの収益源は東南アジアが中心であり、海外で稼げない国内銀行は合併による生き残りを追求するしか手段が無い状況と言えます。
組織はトップ次第、塩沢信組はその結果が10期連続好決算、ノルマ撤廃等につながっていると思う。その中で、他金融機関から話がでたのだが、信組は職員が多く辞めていると聞いた。そのあたりはどうか。	2018年度は、期中で1名、3月末で2名、合計3名の女性が退職しています。プライベートの問題や関東方面に出て新たな職場で自分の夢を叶えた人もいます。 2019年4月の採用は、15名応募の中から5名採用しました。来期以降も5～6名採用していきたいと考えています。
第四銀行塩沢支店が女性支店長であるように女性活躍社会であるが、塩沢信用組合として女性を支店長に登用する予定があるか教えてください。	津南支店に今年女性支店長が誕生しました。これから先も女性管理職の登用を積極的に行っていきたいと考えています。数年前より、女性営業係を全店に配置し現在活躍していますが、これも管理職登用への取組の一環となっています。
地元出身の女性支店長が誕生し、非常に期待している。しかし、まだ外への発信力が弱い、はばたき奨学金に関して言えば、津南からは1名しかいない、よい取り組みをしているのにPRが足りないように感じる、支店長自ら外に出て、もっとPRしてほしい。	はばたき奨学金は、地元教育委員会、校長会、PTAの力をお借りして普及に努めてまいります。 新任の支店長ですが、地元利益を愛されるよう積極的に外訪活動を行い、期待にお応え出来るように努力してまいります。
連休中5月1日に塩沢信組が窓口営業をしていたことを知らない人がいた。良い取り組みはもっとPRしてください。	「しおしんかわら版」やチラシにより情報発信しましたが、まだまだ行き届いていません。さらにPRを積極的に行ってまいります。
GW明け、窓口に行ったらかなり混んでいた。普段の窓口もそうだが、繁忙と予想されるときに人員を増やすなどの対応は可能か。繁忙時の窓口混雑を解消するようお願いします。	混雑が予想される場合は、営業職員を中に入れるなどして窓口職員を増員して対応するようにいたします。
住まいフェスなどを通じて同業者の好事例があれば教えてください。	価値観は変化しており、業者側からアウトプットすることから、消費者側よりインプットするよう変化してきています。体験型のモデルハウスという事例があり、実際に快適性を体験してもらい、お客様には、じっくり考えてから決断して頂くというようになってきています。
地域通貨・電子通貨について今後の予定を教えてください。	君津信用組合主催のアクアコイン祭りに参加し、実際にアクアコインを体験してきました。7月29日には職員向けにアクアコインのセミナーを行い、10月11日のトップセミナーではアクアコインに関する講演を企画しています。また、当組合取引先の中から数社が加盟店となり、実際にアクアコインのデモ体験を行う予定であります。
キャッシュレス化が進んでいて、当社へもクレジット会社から勧誘の声がかかったところだが、信組さんは何か考えているのですか。	地元事業者キャッシュレス化の動向を確認しました。「ペイペイ」「ラインペイ」等の入金口座として当組合の口座が指定可能です。また、職員向けに事業説明会を実施し、今後職員から情報提供していきたいと考えています。

総代様からのご意見・質問等	回 答
<p>奨学金の贈呈式に参加して、子どもや親が喜んでいることが伝わって非常に良かった。 奨学生の選考時に作文を提出しているとのことであったが、寄付者にとっても励みになる為、動機などを全員分幅広く開示することは出来ないか。</p>	<p>奨学生の選考時点で、特に感動したものについては、パンフレットなどに載せていますが、その対象者を広げていくことを今後検討致します。</p>
<p>職員は良い環境で長く働いて貰いたい。例えばスルガ銀行のようにパワハラやノルマで犯罪に走ってしまうなどの事例もあったりするので、他の地元企業の就職の世話をしているのもありがたいが、やはり自組合の環境を整えていって貰う事が一番ではないかと思えます。</p>	<p>毎年4月に新入職員を迎える入組식을保護者同伴で行っています。その際に保護者の皆さんには当組合はこういう職場ですとご説明をするのですが、四年連続で定期昇給とベースアップを実施していること、また、有休消化の水準が全国平均を上回り、休み易い職場となっていること、時短にも努めていることをお話し安心していただいております。今後も引き続き職場環境の整備に努めてまいります。</p>
<p>70人体制との話が以前あったが、今年度の石打支店は昨年度より人員が1人減少している。人員体制はどのようになっているのか。</p>	<p>今年度の石打支店は、1人減の7人体制となりますが、職員は協力して業務を行っていきますので、宜しくお願い致します。来期は、8人体制を目指します。</p>
<p>他店舗の総代の意見にもあったが、津南支店もATMを待つ際の立ち位置を明確にして欲しい。また、ATM操作でお年寄りが困っている姿も時々見られるので、「操作に困った際は職員にお声掛けください」という旨の貼紙があると良いのではないか。</p>	<p>ATMの待ち位置については、現在業者と打合せ中であり、分かりやすい表示にて対応致します。 「操作にお困りの際は職員にお声掛けください」という旨の案内を掲示しました。</p>
<p>元号の記載については西暦で書かれているが、4/30までに作成した文書は平成31年度、5/1以降作成した文書は令和元年の表記とすることが内閣府より示されていると思うが、今後どのように表記していくのか。</p>	<p>総代会での年度表記は、西暦で統一していくことを予定しています。</p>
<p>地区を挙げて特殊詐欺の被害防止策について検討しているところであり、塩沢信用組合では年金感謝デーによる特殊詐欺防止の取り組みと謳ってありますが、具体的な内容を教えていただきたい。</p>	<p>当組合では安全見守り隊カードの活用による被害の未然防止の取組みや、ナンバーディスプレイや録音機能の導入を推進しており、ご自身で電話機の設定などが難しい場合は、地元の電気店や当組合職員にお声をかけて下さい。</p>
<p>今年度は配当が5%となるとのことだが、出資金はいくらまで増額可能なのか。</p>	<p>内部の運用ルールとして、10千円以上100千円までとしてご案内しています。</p>
<p>ぐらつく記帳台を速やかに直していただいで大変ありがたかった。 相談コーナーが外から丸見えで相談しづらいという意見があった事について、早々に対応していただきありがとうございます。</p>	<p>私どもが気付かないことをご指摘いただき誠に有難うございます。組合員の代表である総代様から今後も気付いたことは何でも言っていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>



通常総代会（2019年6月25日）



総代地区会議 小出郷支店（2019年5月13日）



総代地区会議 津南支店（2019年5月14日）

## 協同組織の本来あるべき姿

### 組合員を代表する「総代」の機能発揮が“本来のありべき姿”

#### 国内の協同組織金融機関では「初」の取組み

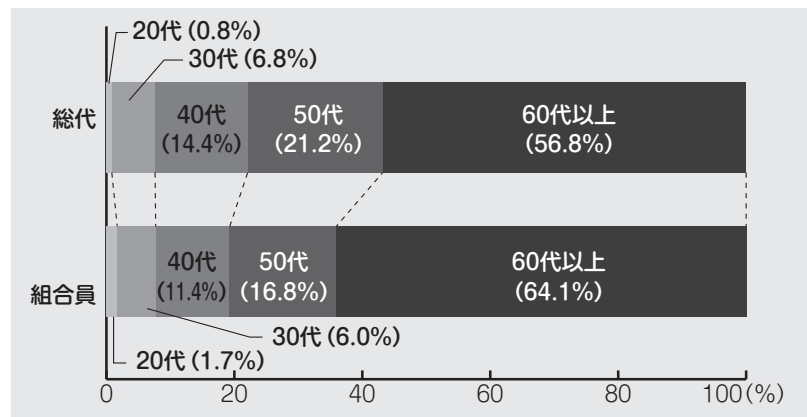
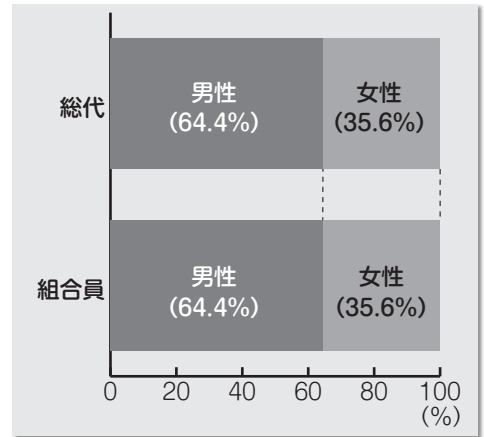
当組合では、12,000名の組合員を代表する120名の「総代」の選出を組合員の構成比とほぼ等しくしました。（下表の通り）総代の意見がイコール組合員の総意とみなせる条件を整えました。

6月に開催した「通常総代会」では、総代からいただいたご意見・ご要望「19」（21ページ・22ページに記載）の内容を紹介し、ひとつひとつ丁寧に回答しました。

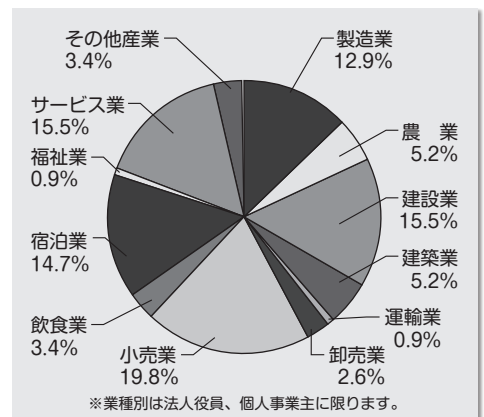
全国の協同組織金融機関の中で、総代の機能発揮による「ガバナンス強化」が図られたごくまれな例です。

#### ●総代の男女別構成比

#### ●総代の男女別構成比



#### ●総代の業種別構成比



# 10年連続好決算記念式典・贈呈式

塩沢信用組合は7月1日に10年連続好決算を記念して地元へ利益を還元しました。

記念式典・贈呈式は来賓をお招きし、贈呈先に寄付金の贈呈を行い、当組合の好決算に結び付いた活動の紹介をさせていただきました。

連携自治体、2市2町を代表して湯沢町に寄付金100万円を贈呈、塩沢信用組合の後援団体である5信栄会にはそれぞれ寄付金20万円を贈呈、地元で活躍する10団体にはそれぞれ寄付金10万円を贈呈しました。

組合員様への利益還元としては総代会の承認をいただき、2019年の出資配当は従来の出資配当率3%から県内信用組合で最高配当率となる5%としています。また職員への利益還元としては支給後、2か月以内に営業エリア内の地元業者での消費が義務づけられる地域還元型手当3万円を支給しました。

塩沢信用組合は今後も利益を地域に還元し、循環型経済の仕組みで地元を潤すことで地域を活性化させていくように努めてまいります。





⑥ 総代氏名

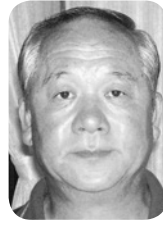
本店  
地区総代  
(37名)



阿部 秀明  
(当選8回)



阿部 浩光  
(当選5回)



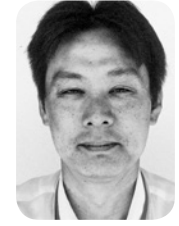
阿部 勝  
(当選7回)



阿部 春子  
(当選1回)



安達 辰也  
(当選4回)



井口 岳夫  
(当選3回)



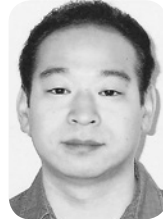
飯酒 盃 敏  
(当選5回)



石坂 幸子  
(当選2回)



太田 望  
(当選1回)



大津 潔  
(当選4回)



小野塚 清一  
(当選1回)



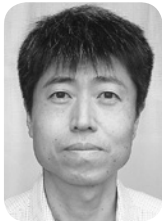
貝瀬 一恵  
(当選5回)



貝瀬 哲男  
(当選5回)



片山 茂  
(当選3回)



上村 迅  
(当選2回)



上村 忠義  
(当選4回)



桐生 厚義  
(当選7回)



桑原 博  
(当選4回)



桑原 保夫  
(当選6回)



小林 克行  
(当選2回)



菅井 英明  
(当選4回)



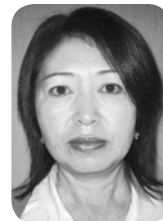
鈴木 伸太  
(当選2回)



鈴木 美穂  
(当選4回)



高野 好雄  
(当選5回)



高橋 ひろみ  
(当選5回)



舘野 彰男  
(当選1回)



田村 暁  
(当選4回)



中嶋 京子  
(当選4回)



中嶋 知一  
(当選3回)



林 澄子  
(当選5回)



原田 清  
(当選3回)



平賀 淳  
(当選1回)



平賀 孝雄  
(当選3回)



笛木 幸久  
(当選4回)



山本 幸子  
(当選1回)



渡辺 みさ子  
(当選5回)



割田 賢一  
(当選5回)

石打支店  
地区総代  
(20名)



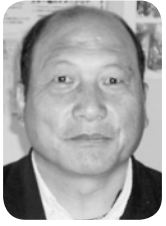
阿部 市郎  
(当選4回)



阿部 保幸  
(当選7回)



小野塚 展子  
(当選2回)



岸野悦雄  
(当選6回)



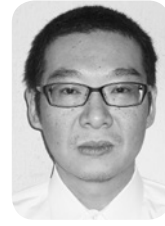
木村盛  
(当選7回)



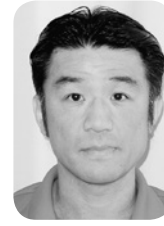
小林勇  
(当選5回)



佐藤富男  
(当選4回)



志田剛  
(当選2回)



関茂真一  
(当選1回)



武淵和昭  
(当選2回)



田村乙ゆき  
(当選1回)



中澤明子  
(当選4回)



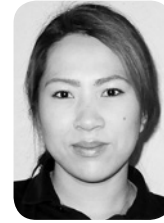
中澤幸子  
(当選4回)



中澤好夫  
(当選4回)



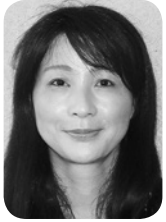
南雲一成  
(当選2回)



野口敦子  
(当選1回)



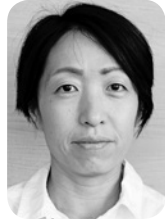
林秀夫  
(当選7回)



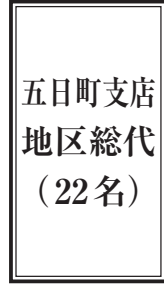
林三奈  
(当選2回)



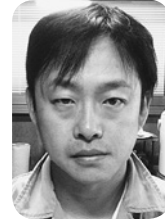
星野富夫  
(当選6回)



翠川みどり  
(当選1回)



五日町支店  
地区総代  
(22名)



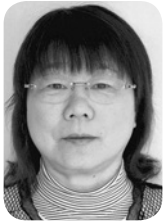
井口洋一  
(当選2回)



池田きみよ  
(当選5回)



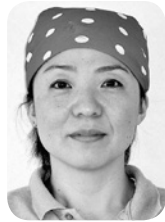
石田衛  
(当選4回)



大平春子  
(当選4回)



小川一夫  
(当選3回)



小野裕子  
(当選1回)



笠原貴美男  
(当選3回)



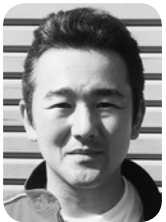
上村清子  
(当選5回)



桑原かなえ  
(当選1回)



櫻井厚子  
(当選3回)



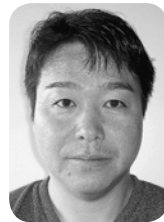
塩川裕紀  
(当選2回)



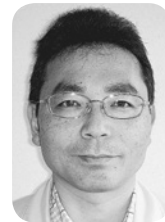
高橋さつ子  
(当選2回)



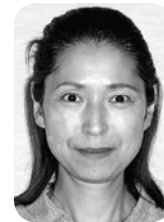
長屋昇  
(当選4回)



西野敬太郎  
(当選3回)



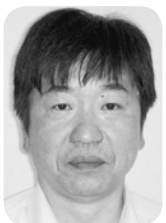
西野徳光  
(当選3回)



西野真美子  
(当選1回)



羽賀謙祐  
(当選4回)



羽吹忍  
(当選4回)



廣田加津子  
(当選1回)



星野まち子  
(当選5回)



松原美鈴  
(当選1回)



八木健二  
(当選5回)

津南支店  
地区総代  
(20名)



石原友三郎  
(当選4回)



内山信裕  
(当選2回)



籠田淑子  
(当選5回)



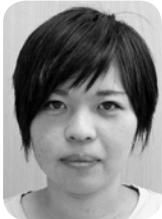
風巻良夫  
(当選5回)



風巻早苗  
(当選1回)



草津進  
(当選7回)



桑原希  
(当選1回)



粉川英明  
(当選2回)



菌部昌代  
(当選2回)



高橋久子  
(当選4回)



滝沢邦夫  
(当選1回)



月岡奈津子  
(当選1回)



中島仁  
(当選1回)



福原政文  
(当選7回)



藤ノ木忠夫  
(当選3回)



村山壮  
(当選4回)



宮澤清  
(当選4回)



山岸麗好  
(当選1回)



山田芳男  
(当選3回)



吉野徹  
(当選6回)

小出郷支店  
地区総代  
(19名)



今井満  
(当選2回)



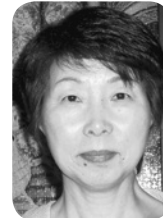
内田幹夫  
(当選8回)



遠藤実  
(当選9回)



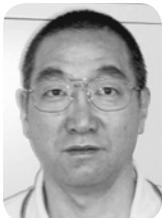
大平實  
(当選3回)



大桃久子  
(当選5回)



岡部誠  
(当選7回)



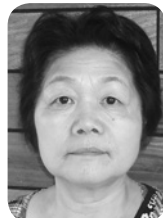
風間健  
(当選4回)



小島成之  
(当選4回)



櫻井一枝  
(当選3回)



佐藤たけ  
(当選2回)



佐藤文音  
(当選2回)



瀬下賢一  
(当選7回)



橘美千子  
(当選1回)



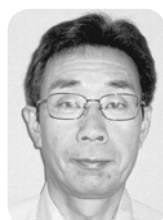
阪西充子  
(当選1回)



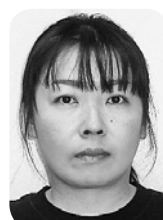
本田節子  
(当選1回)



星宗兵  
(当選2回)



星伸哉  
(当選6回)



横山恵理  
(当選1回)



渡辺頼敏  
(当選4回)

本店地区総代	鈴木美穂	小林勇	小野裕子	風巻良夫	大平實
阿部秀明	高野好雄	佐藤富男	笠原貴美男	風巻早苗	大桃久子
阿部浩光	高橋ひろみ	志田剛	上村清子	草津進	岡部誠
阿部勝	館野彰男	関茂真一	桑原かなえ	桑原希明	風間健
阿部春子	田村暁	武淵和昭	櫻原厚子	粉川英明	小島成之
安達辰也	中嶋京子	田村こゆき	塩川裕紀	蘭部昌代	櫻井一枝
井口岳夫	中嶋知一	中澤明子	高橋さつ子	高橋久子	佐藤たけ
飯酒盃敏	林澄子	中澤幸子	長屋昇	滝沢邦夫	佐藤文音
石坂幸子	原田清	中澤好夫	西野敬太郎	月岡奈津子	瀬下賢一
太田望	平賀淳	南雲一成	西野徳光	中島仁	橘美千子
大津潔	平賀孝雄	野口敦子	西野真美子	福原政文	阪西充子
小野塚清一	笛木幸久	林秀夫	羽賀謙祐	藤ノ木忠夫	本田節子
貝瀬一恵	山本幸子	林三奈	羽吹忍	村山壮	星宗兵
貝瀬哲男	渡辺みさ子	星野富夫	廣田加津子	宮澤清	星伸哉
片山茂	割田賢一	翠川みどり	星野まち子	山岸麗好	横山恵理
上村迅	37名	20名	松原美鈴	山田芳男	渡辺頼敏
上村忠義			八木健二	吉野徹	
桐生厚義	石打支店地区総代	五日町支店地区総代	22名	20名	合計 118名
桑原博	阿部市郎	井口洋一	津南支店地区総代	小出郷支店地区総代	
桑原保夫	阿部保幸	池田きみよ			
小林克行	小野塚展子	石田衛	石原友三郎	今井満	
菅井英明	岸野悦雄	大平春子	内山信裕	内田幹夫	
鈴木伸太	木村盛	小川一夫	籠田淑子	遠藤実	

職員出身者以外の理事の登用状況

理事長	小野澤 一成	理事	高橋 守(※)	常勤監事	貝瀬 英昭
常務理事	須藤 昇二	理事	中澤 一博(※)	監事	藤ノ木 靖子
常勤理事	高橋 清隆	理事	高橋 郁夫(※)	員外監事	関 久良
理事	星 充男(※)	理事	山田 泰(※)		

（2019年7月1日現在）

◇当組合は、職員出身者以外の理事（※）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



左より  
 理事 高橋 郁夫      理事 星 充男      理事長 小野澤一成      理事 高橋 守      監事 藤ノ木靖子  
 理事 山田 泰      理事 中澤 一博      常務理事 須藤 昇二      常勤理事 高橋 清隆      常勤監事 貝瀬 英昭      員外監事 関 久良

## 役員等の報酬体系

### 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### 1. 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

#### 2. 役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	31百万円	32百万円
監事	7百万円	8百万円
合計	38百万円	40百万円

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

#### 3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

### 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。  
2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。  
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## リスク管理体制

金融の自由化の進展にともない、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えてきております。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立した、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当っては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っています。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動に伴うリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなってきていますので、適切な管理と対応が重要となっ

ております。当組合では、資金運用基準規程の制定や毎月内部において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

なお、保有資産のうち有価証券は別記金額の運用であり社債・国債を中心とした元本保証の債券類の保有でありますので、これらの市場リスクは少ない状況となっております。

### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク  
役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
- (2) システムリスク  
コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
- (3) その他オペレーショナル・リスク
  - ① 法務リスク  
顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などにより、当組合が損失を被るリスク
  - ② 人的リスク  
人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
  - ③ 有形資産リスク  
災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っています。

# 法令等遵守体制（コンプライアンス）

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。

そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取り組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

## 当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「しおしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置づけております。
- ② 「しおしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。
- ③ 「しおしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「しおしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「しおしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「しおしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

## 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：塩沢信用組合本部】 フリーダイヤル 0120-600-283

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応のご案内については、当組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>  
また、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（電話：0570-022808）

## 紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記塩沢信用組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

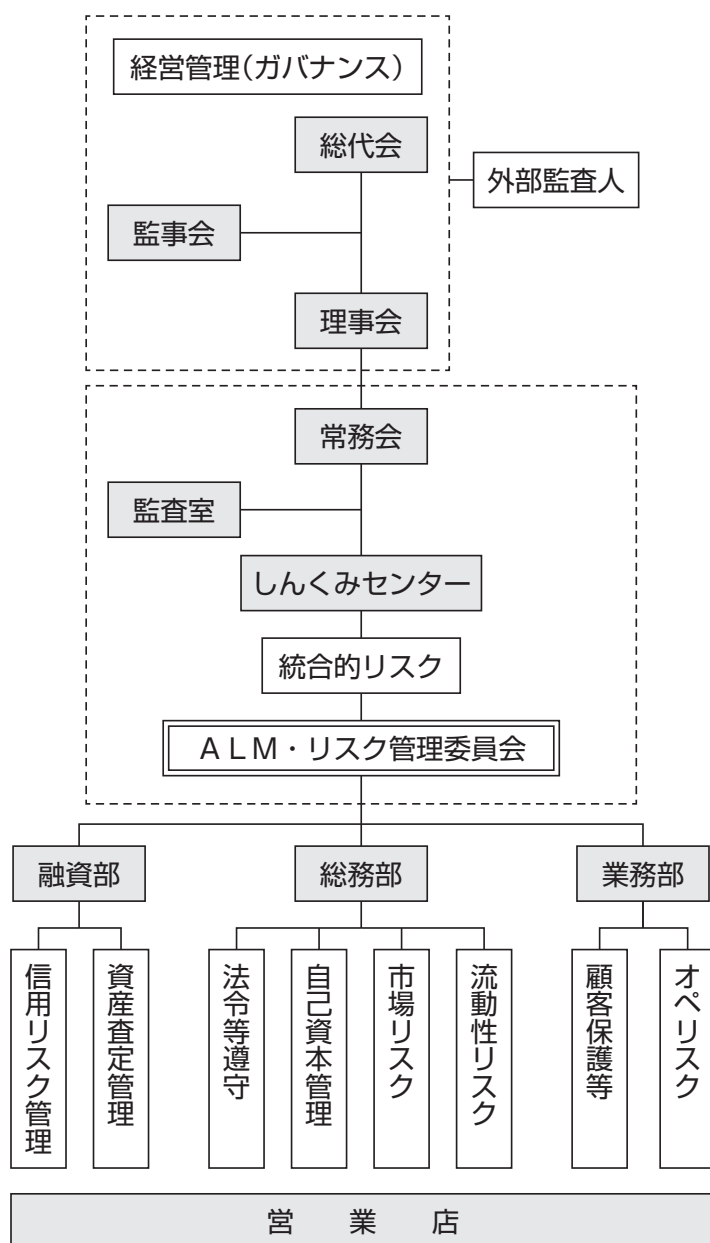
（全国信用組合会館内）



しんくみの集い 特別講演会（2019年6月25日）

# 事業の組織

(2019年4月1日現在)



店名	住所・電話番号
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1221-4 025-782-1201
本 店	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198 025-782-1151
石 打 支 店	〒949-6371 新潟県南魚沼市関1124-1 025-783-2962
五 日 町 支 店	〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町387-1 025-776-2691
津 南 支 店	〒949-8201 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊543-3 025-765-3125
小 出 郷 支 店	〒946-0076 新潟県魚沼市井口新田547-15 025-792-7766

- 中計策定委員会
- 「家庭円満51」委員会
- 「ベストパートナー」委員会
- 「安全見守り」委員会
- 「事業先支援」委員会
- 「個人先支援」委員会
- 2019ハイウェイレディ
- 「JC・商工会青年部」委員会
- 事務改善委員会（検印担当チーム）
- 審査管理委員会（融資担当チーム）
- 経費管理・CS委員会（顧客満足チーム）
- ハラス・ES委員会（女性活躍チーム）
- 健康づくり委員会
- エルダー委員会（教育担当チーム）



共立信用組合年金友の会様旅行誘致（2018年6月18日）



北郡信用組合北信会様旅行誘致（2018年8月1日）

# 2019年度 経営の基本方針・事業計画

## I. はじめに

塩沢信用組合 理事長 小野澤一成

2019年のキーワードとして、「共感」「感動」「信頼」を上げている。

まず共感からはじまり、さらにそれが感動へとつながった場合、それは、確実に信頼関係へと発展していく、その結果、無用なコスト“猜疑心”は、必要なくなる。

共感という強い関係性は、信用コストの低減をもたらすという考え方の『共感資本主義』を塩沢信用組合の経営を通じ、この地“魚沼”で実現していく方針である。

塩沢信用組合は、利益の中から、まずしっかりと納税し、そして出来るだけ、職員と組合員へ利益を還元する。残ったものは“内部留保”として信組の将来のために蓄える。

信組を支えてくれている職員や組合員へ利益を還元することは、重要なことであり、信組が生み出す利益は、いろいろなどころへ還元され、地域の発展がもたらされることになる。塩沢信用組合は、この『循環型経済』の仕組みによって、地域を潤し、地域全体に発展をもたらすことを経営の目的としていく方針である。

私どもの企業理念は、人がすべてであり、“職員が宝である”職員を大切に、職員へもっともっと投資する。

“人”が地域をつくり、“人”が歴史をつくる。塩沢信用組合の中から、地域を動かし、歴史をつくる人を育て上げたい。「人」をつくることを企業理念として、私どもは取組む。

当組合は、世のため、人のためになる信用組合をめざし、本気で人を育てる。育てた“人財”は、場合によって、地域に還元することを厭わない地元の役に立つために職員が“巣立って”いくことを歓迎する。

職員を育てることに、時間も手間も費用も惜しまずつぎ込む方針であり今年度から、「後継者育成塾」を開講、当組合の次期経営者として育成することとした。職員は、将来有望視できる基準で採用していく方針である。

## II. 2019年度「経営の基本方針」

### ■ 2019年度「経営の基本方針」その1

#### 1. 2019年度に掲げる当組合の「職場像」

ノルマに縛られることなく、のびのびと仕事出来る職場であり、お互いを思いやる同僚がいて、休んだ仲間の仕事は誰かが率先してカバーする。向上心にあふれる部下を親切丁寧に指導する上司、互いが信頼関係に満ちている上司と部下。人のためになる役に立つ仕事を職員がどんどん見つけ出して実行に移せる職場、職員が希望する能力スキルアップは、職場が全力で支える。

そして“失敗してもいい”“失敗を恐れるな”“やりたいことをどんどんやれ”、皿は何枚割っても構わないと全てを懐深く受け止める理事長。

これが2019年度に当組合が身をもって地域に示したい「あるべき職場像」である。

### ■ 2019年度「経営の基本方針」その2

#### 2. 2019年度に掲げる当組合の「融資姿勢」

私どもの「融資」は、不安を解消し、安心を提供するもの。『融資は“安心”の提供であり、不安を解消するための手段である。』と言い切る。貸したところから“真”の付き合いが始まり、返し終わるまで、とことん面倒を見る「永続伴走型」の支援である。

小さいものや力の弱い者の味方として力を貸す。世のため人のための信用組合として「保証づけ」や「過剰融資」により負担を強いられている企業や知らず知らずのうちに「隠れローン」や“リボ払い”に陥っている人々を救済し支援する。

### ■ 2019年度「経営の基本方針」その3

#### 3. 2019年度に掲げる当組合の「働き方改革」

働き方改革関連法案が昨年6月に成立、2019年4月から順

次施行される。

残業時間の短縮と有給休暇使用の増加については、対前期比で目標化する。

働き方の見直しは、チームで協働して取り組むこととする。従来の個人に見直しを努力させる「個業化」から、具体的には、チームとして、目指す状態を話し合い、現状のギャップを把握し、チームで実行していく方針とする。

### ■ 2019年度「経営の基本方針」その4

#### 4. 2018年度に掲げた「3PJ」の総括と2019年度への継承

##### 1) 「人財育成の成長戦略」

『人財育成の成長戦略』は、偶然と必然による成長の相違の理解と研修体系への反映が今後の課題であり、2019年度は『エルダー委員会』がそれを継承する。

##### 2) 「地域貢献の面的支援戦略」

『面的支援戦略』は、面で繋がることの有効性を実現し、ただ単なる連携から結果の成果を予測した連携協力が課題であり、2019年度は「危機管理」「リスク管理」に特化した中で「安全見守り委員会」と「防衛会議」が継承する。

##### 3) 「発信力強化の共通価値創造戦略」

取引先との信頼関係構築のために『発信力強化の共通価値創造戦略』があり、当組合独自の永続伴走型の支援を“真”に“発信”することが課題であり、その他データ整備などを含めて、2019年度は『メディアミックスプロジェクト』が継承する。

## III. 2019年度「事業計画」(基本的事項)

### 1. 「2019年度の店舗等設備計画」

- ①「五日町支店」……店舗の全面リフォーム工事実施
- ②「津南支店」……店舗の全面リフォーム工事実施  
……職員駐車場用地取得と整備実施

### 2. 「2019年度の地域貢献事業」

- (1)10年連続の好決算を記念した“地元への利益還元”
  - ①「組合員還元」……出資配当金を記念増配「5%」とする
  - ②「信栄会還元」……五信栄会へお祝い金「各20万円」を贈呈する
  - ③「地元へ還元」……地元団体へ助成金「各10万円」(10団体)を贈呈する
  - ④「職員へ還元」……地域還元型の特別手当「一人3万円」を支給する
  - ⑤「市町へ還元」……連携協定先二市二町の自治体へ毎年順番で寄付贈呈する  
……今年度は、「湯沢町」へ「100万円」を寄付する
- (2)面的支援戦略として実施する“地域貢献事業”
  - ①「地元就職応援フェア」  
…… 8月10日(土) 会場：南魚沼市民会館
  - ②「住まいの何でもフェス」  
…… 9月23日(祝) 会場：南魚沼市民会館
  - ③「住まいの何でもフェス」  
……10月 6日(日) 会場：津南・十日町総合センター
  - ④「未来魚沼の交差点・FUJ」  
(トップセミナー) (1会場：100名を予定)  
……10月 8日(火) 津南支店開催  
(会場：ニューグリンピア)  
……10月11日(金) 本店・石打支店合同開催  
(会場：南魚沼市民会館)  
……10月17日(木) 五日町・小出郷合同開催(会場：魚新)
  - ⑤「しんくみ食のビジネスマッチング」  
……10月30日(水) 池袋サンシャイン  
……地元9商工会の経営発達支援事業への協力とバスツ



#### ア-の実施

- ⑥「湯沢町・津南町・魚沼市・南魚沼市との連携協力事業」  
……各市市長、町長との懇談会、担当者レベルの意見交換会等の実施
- ⑦「特別講演会・しんくみの集い」  
…… 6月25日(火) 塩沢公民館・大ホール
- ⑧「信組ふれあい祭り」  
…… 9月6日(金) 本店前「ダスキン様」車庫内  
「牧之通りコンサート」  
…… 9月6日(金) 牧之通り「中島屋様」御自宅
- ⑨「五信栄会事業への協賛」
- ⑩「地元行事への協賛」

### 3. 「2019年度の重点課題」

- (1)「危機管理」「リスク管理」「備えあれば憂いなし」に関する事項
  - ①「防衛会議」……毎月開催、マネロン・テロ対策、サイバーセキュリティ、BCP強化
  - ②「事件撲滅」……4月12日(金) 不祥事件、飲酒運転撲滅、車両事故、業務事故防止
  - ③「防災訓練」……8月12日(祝) 緊急連絡網、防災訓練、マネロン、サイバー研修
  - ④「防犯訓練」……9月 3日(火) 警察と地域住民協力(本店、津南、小出郷同時開催)  
「防犯訓練」……9月 9日(月) 警察と地域住民協力(石打) 9月12日(木) (五日町)
  - ⑤「安全見守」……毎月安全見守り隊、偶数月15日全店感謝デー、特殊詐欺被害防止
- (2)「中期経営計画」検証と策定に関する事項
  - ①「現中計(2017、2018、2019年度)第11次」検証  
……2019年8月の「常務会」及び「理事会」へ答申
  - ②「新中計(2020、2021、2022年度)第12次」策定  
……2019年12月の「常務会」及び「理事会」へ答申
- (3)「全国の信用組合ネットワーク」協力連携に関する事項
  - ①「しんくみパートナーズ」  
……大東京信用組合を中心とした他信組とのネットワーク
  - ②「地域通貨・電子地域通貨」  
……君津信組、飛弾信組の先行事例研究、研修会、講演会
  - ③「新現役交流会・新潟大会」  
……県内信組で初となる取組、県内信組へ参加呼び掛ける
  - ④「交流人口増加計画」  
……大分県信用組合を中心とした地域一帯多業態面的連携
- (4)「金融弱者救済、永続伴走型支援」の実践に関する事項
  - ①「既存先プラスα支援事業」  
……付加価値創出、生産性向上、収入安定化実現永続支援
  - ②「新規先負担軽減本業専念事業」  
……返済負担軽減と本業専念が目的、課題を炙り出し支援
  - ③「おまとめ救済支援再生事業」  
……リボ払い解消、多重債務一本化、生活困窮者自立支援
  - ④「家計ドック金銭教育普及事業」  
……無料家計ドック、新成人金銭教育、おせっかい型支援
  - ⑤「休廃業対策創業事業承継事業」  
……休廃業対策、創業支援、事業承継支援、事業再生支援
- (5)「人財育成、発信力強化、働き方改革、健康経営宣言」に関する事項
  - ①「雇用確保、雇用環境整備、定着率向上、人財教育、企業内アカデミー構築、システム化」
  - ②「経営塾修了生で組織する次代を担う会の再構築」「地域で活躍できる人財の育成」
  - ③「職員教育5年の基礎課程を強化」「体験で得た必然の賜物をカリキュラム化」
  - ④「時間外勤務の労使協定」(1日4時間、1か月30時間、年間300時間以内とする)
  - ⑤「有給休暇使用増加協定」(9連休以上と3日間のメモリアル義務化、年間12日消化目標)
  - ⑥「窓口営業時間顧客利便性優先」(10連休中の5/1全店

で窓口業務実施、平日が替16:30)

- ⑦「健康職場おすすめプランの実践」「定期健診、歯科検診、ストレスチェック等の実施」
- ⑧「自己申告、意見具申、三者面談、個別カウンセリング、オープンコマンドの実施」
- ⑨「健康管理員の設置」「ハラスメント教育強化」「ハラスメントチェックの実施」
- ⑩「4期連続職員給与のベースアップ実施」「地域還元型特別手当と賞与を全職員へ支給」

### 4. 2019年度「事業計画」(重点課題)

#### ◆2019年度「重点課題」

##### 1. 「危機管理」「リスク管理」

「中小企業強靱化法案」により、金融機関、地方自治体、商工団体等へ協力内容が示され、特に金融機関には、防災および減災活動に関する融資枠の設定や低利融資などの支援措置、普及・啓発活動等の役割が求められた。

このことから、当組合では、地域の中小・小規模企業が業務を継続でき、地域経済への影響を最小限に食い止める“BCP”(業務継続計画)策定の啓発と支援を地元自治体等と協力しながら取組むことを決めた。

##### 2. 「現・事業計画と現・中計の総括」「次期・中期経営計画の策定」

現・事業計画と現・中計の総括を早めに完了させ、次期・中計の策定に取り掛かる。次期・中計は、当組合の70周年事業の準備段階として重要なものとなる。

ポスト2020は「価値の大転換」と捉え、「経済性より社会性」「スケールよりクオリティ」「労働量より生産性」として、2025年問題を含めて検討する。

「競争戦略」ではなく「共感戦略」を選択、より速くから(10年先の「2030」から)今を見つめるバックキャスト視点の戦略とすることを決めた。

##### 3. 「既存事業先への支援」「他行取引先への支援」

他行取引先の中で一番多いケースが、複数行と取引をしていて、どの銀行からも追加融資は可能だが、借入残高が減らずに、四苦八苦している、返すために借りることを繰り返し、銀行からは、融資残高が減ると「借りてくれ」と頼まれる。

かつてはそれが優秀な銀行との付き合い方だった。でも今は違う。銀行との付き合い方が優先する時代ではなく、本業に関するアドバイスなど、しっかり事業者のための支援をしてくれる「銀行」を選ぶ時代である。

私どもは「選ばれる金融機関」になるために、キャッシュフローを導き出して、事業者が本業に傾注出来るご支援を徹底することを決めた。

##### 4. 「働き方改革」「健康経営優良法人認定事業」

一人一人の職員がやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場へと変革する。

職員は、自身の仕事や自らのキャリアパスを「自分ごと」と考え行動する。

当組合の「コミュニケーション」は、下から上への議論が、自由闊達にできる。

認定された「健康経営優良法人」として、地元に「範」を示すことを決めた。

##### 5. 「2018年度基本戦略の継承事業」「新PJ事業」

2019年度「17」の専門委員会、「10」の諸会議を開催することを決めた。

# 定 款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この組合は、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の中小規模の事業者、勤労者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とする。

### (名 称)

第2条 この組合は、塩沢信用組合と称する。

### (事 業)

第3条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する資金の貸付け
- (2) 組合員のためにする手形の割引
- (3) 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- (4) 前3号の事業に附帯する事業
- (5) 為替取引
- (6) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
- (7) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (8) 上記(5)～(7)号の事業に附帯する事業及びその他信用組合が行うことができる事業に附帯する事業
- (9) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用組合が行うことのできる事業(上記(8)により行う事業を除く。)
- (10) 保険業法その他の法律により信用組合が行うことのできる事業
- (11) その他前各号の事業に附帯又は関連する事業

### (地 区)

第4条 この組合の地区は、新潟県のうち、十日町市(但し、旧十日町市、旧中里村、旧川西町に限る)南魚沼市魚沼市南魚沼郡中魚沼郡長岡市(但し、川口町に限る)とする。

### (事務所の所在地)

第5条 この組合は主たる事務所を新潟県南魚沼市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。  
石 打 支 店 南魚沼市  
五 日 町 支 店 南魚沼市  
津 南 支 店 中魚沼郡津南町  
小 出 郷 支 店 魚沼市

### (組合員たる資格)

第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることのできる。ただし、第1号及び第2号に掲げる者にあつては、その常時使用する従業員の数が300人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人、小売業を主たる事業とする事業者については、50人)を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5,000万円)を超える事業者を除く。

- (1) この組合の地区内に住所又は居所を有する者
- (2) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
- (3) この組合の地区内において勤労に従事する者
- (4) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員
- (5) この組合の地区内に転居することが確実と見込まれるもの(自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結した者に限る。)
- (6) この組合の役員

2 前項ただし書に規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、この組合の組合員となることのできる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表1各項の1つ

に該当する者は、この組合の組合員となることのできる。(公告方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

尚、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項に基づく公告を行う場合、この組合の公告は電子公告によるものとする。

## 第2章 組 合 員

### (普通出資)

第8条 普通出資1口の金額は金1,000円とし、全額払込みとする。

### (議決権の代理行使)

第9条 組合員は、第26条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は5人以上の組合員を代理することができない。

### (加 入)

第10条 組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 引き受けようとする普通出資口数
- (2) この組合の地区内に住所又は居所を有する者は、  
イ 氏名又は名称  
ロ 住所又は居所  
ハ 個人の場合には生年月日  
ニ 事業者の場合は、第3号に掲げる事項
- (3) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者は、

- イ 氏名、名称又は商号
- ロ 事業所の所在地
- ハ 事業の種類
- ニ 常時使用する従業員の数
- ホ 法人にあつては、その資本金の額又は出資の総額

- (4) この組合の地区内において勤労に従事する者は、  
イ 氏 名  
ロ 住所又は居所  
ハ 生年月日  
ニ 勤務所の名称及び所在地

- (5) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員は、  
イ 氏 名  
ロ 住所又は居所  
ハ 生年月日  
ニ 勤務する事業所の名称又は商号及び所在地

- (6) この組合の地区内に転居することが確実と見込まれるもの(自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結した者に限る。)は、

- イ 氏 名
- ロ 住所又は居所
- ハ 生年月日

- (7) この組合の役員は、

- イ 氏 名
- ロ 住所又は居所
- ハ 生年月日

- (8) 暴力団員等(別表1第1項に規定する暴力団員等を含む。)に該当しないこと、及び別表1第2項各号の1つに該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当しないことの確約

- (9) 自ら又は第三者を利用して別表2第3項各号の1つに該当する行為を行わないことの確約
- 2 組合員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 組合員となろうとする者がこの組合の地区内に転居することが確実と見込まれる者である場合には、自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を疎明する書類を添付しなければならない。
- 4 加入の申込みをした者は、その加入につきこの組合の承諾を得、引受普通出資口数に応ずる金額の払込みを了したときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合に加入しようとする者から加入金を徴収しない。

(持分の譲受けによる加入)

- 第11条 組合員でない者が、組合員から持分を譲り受けることにより組合員になろうとするときは、前条第1項及び第2項に準じ、加入の申込みをしなければならない。
- 2 前項の規定により加入の申込みをした者は、この組合の承諾を得、かつ、持分を譲り受けた旨の届出をこの組合にしたときに組合員となる。

(相続加入)

- 第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、この組合に対し、その組合員死亡の日から3か月以内に第10条第1項に定める手続に準じて加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合においては、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。
- 2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、前項の加入申出をする者は、加入申出書に他の相続人の同意書を添付しなければならない。

(記載事項変更の届出)

- 第13条 第10条第1項及び第2項に掲げる事項に変更が生じたときは、組合員は、遅滞なく、この組合に届け出なければならない。第11条及び前条により加入した組合員の場合も同様とする。

(自由脱退)

- 第14条 組合員は、あらかじめこの組合に通知した上で、事業年度の終わりにおいてこの組合を脱退することができる。
- 2 前項の通知は、当該事業年度末から6か月前までに、その旨を記載した書面をもってしなければならない。

(法定脱退)

- 第15条 組合員は、次の事由によって脱退する。
- (1) 組合員たる資格の喪失
  - (2) 死亡又は解散
  - (3) 除名
  - (4) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の審決
  - (5) 持分の全部の喪失

(除名)

- 第16条 組合員が別表2各項の1つに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 2 別表2第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等(第10条第1項第2号から第7号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

- 第17条 組合員は、第14条又は第15条第1号から第4号までの規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができる。
- 2 前項の規定による払戻しの額は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定める。ただし、組合員の普通出資額を超えることはできない。

(普通出資口数の減少)

第18条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、この組合の承諾を得てその普通出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第14条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第14条第2項中「6か月」とあるのは「3か月」と読み替えるものとする。

(経費の賦課)

第19条 この組合は、組合員に経費を賦課しない。

(使用料及び手数料)

第20条 この組合は、業務方法書及び別に定めるものについて使用料又は手数料を徴することができる。

**第3章 役員**

(役員の数及び選挙)

第21条 この組合の役員は、理事6人以上10人以内及び監事2人以上3人以内とする。

2 役員は、総会において選挙する。

3 役員選挙は、無記名投票によって行う。

4 前項の規定にかかわらず、役員選挙は、総会の出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

6 一の選挙をもって2名以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(代表理事)

第22条 この組合に理事長1人を置き、専務理事1人、常務理事1人を置くことができる。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事のうちから選定し、各自この組合を代表する。

3 理事長は、この組合の業務を統轄し、専務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、専務理事又は常務理事が理事長の職務を行う。

(理事会)

第23条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。

2 理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により専務理事又は常務理事が理事会を招集し、理事長、専務理事及び常務理事ともに事故があるときは、他の理事が理事会を招集することができる。

3 理事(理事長及び前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。)及び監事は、会議の目的となる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった場合において、5日以内にその請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行った理事又は監事は、理事会を招集することができる。

5 理事会の招集は、会日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

6 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

7 理事は第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

8 この組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

9 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の

規定により、理事会の決議（理事（当該責任を負う役員を除く）の過半数の同意）によって、同法第38条の2第1項の役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 10 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、員外理事又は員外監事との間に、同法第38条の2第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 11 理事会の招集及び運営に関するその他の事項については、理事会で定める規定による。

#### （役員任期）

- 第24条 理事の任期は、就任後2年以内、監事の任期は、就任後3年以内のそれぞれの最終の決算期に関する通常総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠役員（定数の増加に伴う場合の補欠を含む。）の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選任された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第21条第1項に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

## 第4章 総会及び総代会

### （総会の招集）

- 第25条 この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
- 2 臨時総会は、必要があるときは、何時でも招集することができる。

### （総会招集の手続）

- 第26条 理事（法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員）が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発してしなければならない。

### （総会の議事）

- 第27条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りではない。
- 2 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。  
なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。

### （総代会）

- 第28条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。
- 2 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。
- 3 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。
- 4 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることはできない。

### （総代）

- 第29条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。
- 2 総代の定数は、100人以上、120人以内において総代選挙規約で定める。
- 3 総代の任期は、3年とする。
- 4 第24条第2項の規定は総代について準用する。

## 第5章 優先出資

### （優先出資の発行）

- 第30条 この組合は、協同組織金融機関の優先出資に関す

る法律（平成5年法律第44号。以下、「優先出資法」という。）の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

- 2 この組合は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。）について、優先出資法第6条第1項各号に掲げる事項を理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

### （優先出資の額面金額）

- 第31条 優先出資の額面金額は、第8条の普通出資1口の金額と同一とする。

### （優先出資の総口数の最高限度）

- 第32条 この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、200,000口とする。ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。

### （優先的配当）

- 第33条 この組合は、優先出資者に対しては、組合員に先立って剰余金の配当を行うものとする。
- 2 前項の配当（以下「優先的配当」という。）の額の額面金額に対する率（以下「優先配当率」という。）は、優先出資の募集にあたって、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。
- 3 優先配当率の上限は、年80割とする。

### （優先的配当の額の非累積）

- 第34条 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

### （優先出資の消却）

- 第35条 この組合は、優先出資法第15条第1項の規定により、優先出資の消却を行うことができる。
- 2 この組合は、優先出資の消却を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

### （配当を受けることができる者）

- 第36条 第33条第1項の規定により配当を受けることができる者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録優先出資質権者とする。

### （優先出資者総会の招集）

- 第37条 優先出資法に定める優先出資者総会（以下「優先出資者総会」という。）は、優先出資法に定める優先出資者総会の招集事由がある場合のほか、必要に応じて招集することができる。

### （優先出資者総会招集の手続）

- 第38条 理事が、優先出資者総会を招集しようとするときは、会日の2週間前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知を発しなければならない。

### （優先出資者総会の議事）

- 第39条 優先出資者総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。
- 2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

### （優先出資者総会における議決権）

- 第40条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資1口について1個の議決権を有する。
- 2 優先出資者は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の優先出資者でなければ代理人となることができない。
- 3 優先出資者又は代理人は、優先出資者総会ごとに代理権を証する書面又はこの組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの組合に提供しなければならない。

### （優先出資取扱規程）

- 第41条 優先出資に関する取扱い及びその手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

## 第6章 経 理

### （事業年度）

- 第42条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第43条 剰余金は、法定準備金、特別積立金、配当金及び繰越金としてこれを処分する。ただし、総会において議決したときは、その他の積立金をも積み立てることができる。

(法定準備金)

第44条 この組合は、出資の総額（優先出資法第42条第1項に規定する資本金の額をいう。）に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1又は剰余金の配当額の5分の1のいずれか多い額に相当する金額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。

(配当)

第45条 普通出資額に応じてする剰余金の配当の率は、普通出資額に対して年10%以下とする。

2 前項の配当は、当該事業年度末現在の組合員に対して行うものとする。

3 組合員の組合の事業の利用分量に応じてする配当は、当該事業年度内において、この組合が組合員に支払った預金利息、定期積金の給付補填備金又は組合員がこの組合に支払った貸付金利息若しくは割引料を標準とする。

4 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失の処理)

第46条 損失のてん補は、特別積立金、第43条ただし書の規定によって積み立てた積立金、法定準備金、優先出資法第42条第3項に規定する資本準備金の順序に従って行う。

(残余財産の分配方法)

第47条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従って行う。

(1) 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）

(3) 前各号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

2 残余財産の額が前項第1号及び第2号の規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

別表1

1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

2 次の各号の1つに該当する者

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

以上

別表2

1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。

2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

き。

3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1つに該当する行為をしたとき。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 定款第10条第1項第8号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

5 5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき。以上

附 則

改正 昭和54年 7月13日

改正 昭和57年 6月 4日

改正 昭和58年 9月20日

改正 昭和59年 5月26日

改正 昭和61年 5月26日

改正 昭和63年 5月26日

改正 平成 5年 5月27日

改正 平成 8年 5月21日

改正 平成 9年 5月22日

改正 平成10年 7月 1日

改正 平成11年 7月13日

改正 平成12年 8月 8日

改正 平成13年 8月10日

改正 平成17年 6月23日

改正 平成18年 6月24日

改正 平成19年 6月26日

改正 平成19年 9月30日

1 平成11年6月25日、第22条及び第23条の改正は、平成10年7月1日から適用する。

2 平成11年6月22日、第3条第2項第11号の改正は、平成11年7月13日から適用する。

3 平成12年6月28日、第3条第2項第11号の改正については、平成12年8月8日より適用する。

4 平成13年6月27日、第1条及び第3条・第5号～第11号、第6条、第10条第2項、第16条第2号、第22条、第25条、第30条～第35条の改正は、平成13年8月10日より適用する。

5 平成17年6月23日の改正は、平成17年10月1日から適用する。

6 平成18年6月24日の改正は、平成18年8月3日から適用する。

7 平成19年6月26日の改正は、平成19年8月9日から適用する。

8 平成19年9月30日付「金融商品取引法」施行による改正は、同日から適用する。

9 平成22年6月25日の改正は、平成22年6月25日から適用する。

10 平成24年6月23日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。

11 平成24年6月23日改正は、平成24年7月25日付の監督官庁変更認可（関財新理2第108号）以て改正、適用する。

12 平成27年6月27日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。

13 平成27年6月27日改正は、平成27年8月3日付の監督官庁変更認可（関財新理第98号）以て改正、適用する。

14 平成30年6月23日改正は、平成30年7月19日付の監督官庁変更認可（関財新理第272号）以て改正、適用する。

15 令和元年6月25日改正は、監督官庁からの認可承認を以て変更する。

# 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

## 経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局・全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

## 経営者保証ガイドラインの取り組み

具体的な取り組みとしては、借人の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の要否を検討しています。

- ・ 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
  - ・ 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
  - ・ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
  - ・ 法人から適時・適切に財務情報が提供されていることなど
- また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

	平成29年4月 ～9月末	平成29年10月 ～30年3月末	平成30年4月 ～9月末	平成30年10月 ～31年3月末
A 新規に無保証で融資した件数（ABLを活用し、無保証で融資したものは除く）	0件	2件	2件	0件
B 経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0件	0件	0件	0件
うち、既存の保証契約を停止条件付保証契約に変更した件数	0件	0件	0件	0件
C 経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0件	0件	0件	0件
うち、既存の保証契約を解除条件付保証契約に変更した件数	0件	0件	0件	0件
D 経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0件	0件	0件	0件
うち、既存の保証契約をABLに変更した件数	0件	0件	0件	0件
保証契約を変更した件数	0件	0件	0件	0件
保証契約を解除した件数	3件	0件	5件	0件
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	0件	0件	0件	0件
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	2件	0件	3件	0件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	1件	0件	0件
うち、メイン行としての成立件数	0件	0件	0件	0件
(参考) 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	0件	0件	0件	0件
(参考) 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1件	0件	0件	0件
E 新規融資件数	1,189件	1,210件	1,158件	1,259件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.00%	0.17%	0.17%	0.00%

- ※1 本報告依頼については、ガイドラインの浸透・定着状況の把握を目的としており、件数の多寡のみをもって金融機関の対応を評価するものではありません。
- ※2 各報告対象期間における実行ベースでのフロー件数を記載した上で、3月末又は9月末から45日以内に御報告願います。
- ※3 「保証契約を変更・解除した件数」のうち、「変更」とは「保証債務金額の減額をした場合」をいいます。「解除」とは「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいいます。
- ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠り判断願います。
- ※5 「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は、「(A+B+C+D) / E」の計算式により自動的に算出されます。

# 顧客保護に関する取組と実績

## 防犯訓練・特殊詐欺声掛け訓練

職員だけでなく、近隣住民様を招き、いざというときに備え、防犯訓練と特殊詐欺防止の声掛けを津南支店、石打支店、小出郷支店の3支店で実施しました。

当日は地元警察署員の方からもお越しいただき、地元住民と三位一体となって地域の安全を守る取り組みとして注目を集めました。

役割分担を明確化するなど、訓練により有事に備えることと、普段から来店されたお客様にも丁寧にお声がけをすることで、強盗等が入りづらい雰囲気づくりを行い、地域に安全を提供してまいります。



## 特殊詐欺被害防止

塩沢信用組合では、これまで何度も窓口や営業先のお客様が特殊詐欺被害に遭われるのを未然に防止して参りました。

またそういった被害防止の事例を身近な出来事として年金支給日の来店客の皆様へ注意喚起を徹底する活動を行っておりま

す。万に一つも自分は騙されないという方も、たくさんの方が被害に遭われていると云われています。

当組合では警察署と綿密に連携を取り、場合によって警察官の方と一緒にお客様の話を伺い、詐欺被害防止に努めています。

ご不便をお感じになる場面もあるかもしれませんが、お客様のお話を伺うことも、お客様が被害に遭うと

いう重大な責務を全うしたいと考えております。何卒ご理解の上ご協力下さいますようお願い申し上げます。

特殊詐欺被害防止のための独自ルール（お客様の年齢を問わず）

- ・ 10万円以上の現金でのお振込は、たとえお急ぎであっても、詳しくお話を伺わせて頂く場合があります。
- ・ 50万円以上のご預金の払い戻しは、たとえお急ぎであっても、ご入用の理由をお尋ねさせて頂く場合があります。
- ・ お客様の大切な預金をお守りする為、お客様ご本人名義のお口座であっても、お時間を頂戴し、当日中に払い戻しや為替送金ができない場合があります。

## 高齢者安全見守り隊

当組合で年金をお受け取りのお客様へは、地区ごとに担当者を含め、担当者の顔写真が入った「安全見守り隊カード」を配布、ご家庭の電話機の近くに掲示させて頂いております。

不審な電話や来訪者があった場合に、すぐ目につき、当組合にご一報いただく為のものです。

お身体の不調やその他の事情で生活のサイクルが変わったことも担当エリアを巡回している当組合職員が早期に見出し、お声がけできる態勢をとっています。

また、災害時に本場に役に立つのは、情報技術や行政ではなく、地域のつながり、声掛けであるといわれています。

一部地域では実験的に独居世帯、ご高齢の夫婦二人世帯の所在をマップ上で共有し、有事の際はもちろん、平時から意識して声掛けをする取組に当組合も協力を開始いたします。



## 「おまとめ」家計改善・家計ドック

塩沢信用組合は以前より借入を一本化する事で月々の返済を軽減させる取組を実施しています。

家計は人の体によく似ていて傷んだ場合には治療が必要となり、そのままにしておけば家計は急激に傷んでしまうケースがあります。塩沢信用組合は長年の取組で培った高い医療技術で家計を治療し、「救済」から「再生」までをとことん支援しています。

立ち止まっただけでは重症化してしまい、手の施しようがなくなる人が地域に出でましたため、塩沢信用組合では早期発見、早期治療を掲げ、ベストパートナー企業100社の従業員様へ家計ドックを実施しています。

長年取組んできた実績にクレジットカードのリボ払い・キャッシング利用・ローンカードの毎月払いを一本化することで「返済がとてども楽になり助かった」とお客様から感謝の声を頂いています。

複数にまたがった借入を一本化することで、いつも返済が気になっていた方が、頭の中がスッキリしたと喜ばれました。

当組合では、いつでもどなたでも「無料」で家計ドックに応じております。この機会に是非一度当組合の窓口をお尋ね下さい。

毎週水曜日は、19時30分まで全店の窓口が開いております。

**無料家計診断のご案内**

お客様の家計状況を把握し、返済負担を軽減するための家計診断を実施いたします。

- 返済負担の軽減
- 返済期間の短縮
- 返済額の見直し

塩沢信用組合  
〒980-0801 宮城県塩竈市塩竈1-1-1  
TEL: 022-72-2221  
FAX: 022-72-2222  
E-MAIL: info@shizetsu.co.jp

# 「友が友を呼ぶ」顧客の組織化とその活動の実績

## 信栄会

塩沢信用組合では、各支店毎にお取引先の組合員の皆様から、「信栄会」という後援会を組織して頂いております。

年間を通じて様々なイベントや活動を企画して頂き、会員相互の交流や、地域活性化の為、ご尽力を頂いております。

主には、夏のふれあいの集い、冬の総会、研修旅行といったイベントがあり、毎年多くの会員様からご参加頂いております。

また小出郷支店信栄会様と、津南支店信栄会様からは、当組合が創設した「魚沼の未来基金」へのご寄付につきまして、総会

決議を頂き、組合事業への熱心な支援を頂いております。改めて感謝申し上げます。

当組合も各支店において事務局運営に携わらせて頂き、今後もより一層、信栄会組織の活性化、会員企業様の事業の発展に取り組んで参る所存です。

## 年金友の会

「年金友の会」は、まさに「友が友を呼ぶ」仕組みを体現して頂いております。

当組合で年金受給口座の指定を頂いているお客様へは、「安全見守り隊」という組合上げての総力事業として、特殊詐欺被害の防止や、独居世帯、ご夫妻

のみのお二人世帯への見守り活動を行っております。

地域毎に担当職員を定め、職員の顔写真入りの「安全見守り隊カード」を配布、ご自宅の電話機の近くに掲示させて頂き、不審な電話がかかっ

てきたときにすぐに気が付きてきたときにすぐに気が付きて、当組合の担当者へご相談して頂く仕組みをつくりました。

また定期預金の金利優遇やお誕生月のプレゼント、年金友の会総会、友の会旅行の企画も毎年工夫をこらしてお楽しみ頂いております。

何かと物入りな年金受給者の方向けに、無担保無保証の年金受給者ローンもご用意しており、ご返済は年金支給日に合わせて2ヶ月毎と、利用しやすい商品としております。

## 魚沼の経営塾・魚沼の次代を担う会

魚沼地域の若手経営者、後継者、幹部社員向けの経営セミナーである「魚沼の経営塾」は2019年3月に第6期生の卒業を迎え、総勢約300名の塾生を輩出しました。

日本を代表する経営コンサルタント会社である株式会社ナベ経営が全国で提供する経営塾のなかでも、「魚沼の経営塾」のきめ細かいサポート態勢や工夫を凝らした交流会企画など独自性が評価され、全国の金融機関から問合せや視察依頼が絶えません。

魚沼の経営塾第1期〜第6期の塾生で組織される「魚沼の次代を担う会」では、著名な経営者や大学教授等を招いての一部講演と、次代を担う会の会員同士での協業マッチング交流会を開催しました。

異業種交流の機会を提供し、近くにいな

が知らなかった事業者同士が新たなビジネスチャンスを得る絶好の場所として多くの会員の皆様からご参加頂きました。

## ベストパートナー企業100

塩沢信用組合が提案する、雇用に関する様々な解決策を真っ先に取り入れてくださる経営者の皆様をベストパートナー企業100として組織しております。

当組合では、「100社100名雇用創出」を旗印に掲げ、大手企業の工場誘致による雇用創出ではなく、地元で頑張る堅実な企業様が一人ずつでも毎年雇い入れをして頂くことが、企業の5年後、10年後を見据えた礎になり、事業の発展に貢献すること、地域の雇用が創出されることこそが、「仕事」が「人」をよび「まち」をつくる「真

の地方創生」であると考えています。

8月には魚沼地域で初の新卒既卒を含めた合同企業説明会を開催。会員企業様には無料でブースを出店して頂きました。

7月から9月には協会けんぽ新潟支部とコラボレーションした健康経営への取組である「健康職場おすすめプラン」を実施しました。

平成30年	平成31年
5月9日 小出郷信栄会「富士芝桜祭り」(日帰旅行) 実施	1月17日 小出郷信栄会「第17回・定期総会」 実施
6月2日 津南信栄会「第26回・ゴルフコンペ」実施	2月1日 本店信栄会「第38回・定期総会」 実施
6月30日 小出郷信栄会「第11回・ゴルフコンペ」実施	2月22日 五日町信栄会「第38回・定期総会」 実施
8月5日 石打信栄会「第7回・ふれあいの集い」実施	3月1日 津南信栄会「第27回・定期総会」 実施
8月3日 小出郷信栄会「第14回・納涼祭」[マレットゴルフ大会] 実施	
8月4日 津南信栄会「第16回・ふれあいの集い」実施	
9月1日 5信栄会合同「第31回・信栄会合同親善ゴルフコンペ」実施	
9月2日 本店信栄会「第2回・ボウリング大会」 実施	
9月7日 5信栄会合同「第6回・信栄会サポーター委員会」 実施	
9月9日 五日町信栄会「第25回・ふれあいの集い」 実施	
9月16日 津南信栄会「信濃路散策・松本城と美ヶ原温泉の旅」(日帰) 実施	
10月18日 石打信栄会「西伊豆ヶ島温泉と富士山を望む旅」(泊2日) 実施	
10月21日 津南信栄会「苗場ドラゴンドラ」紅葉空中散歩 実施	
11月10日 本店信栄会「第4回・蕎麦打ち体験」 実施	
12月7日 石打信栄会「第38回・定期総会」 実施	

平成30年	平成31年
4月19日 「魚沼の経営塾」第六期・開講式(シヤトー塩沢) 小野澤理事長他職員11名	3月17日 「魚沼の経営塾・修了式」(ホテル双葉) 小野澤理事長出席
7月5日 「魚沼の経営塾」第2回(魚新) 小野澤理事長出席	11月8日 「魚沼の経営塾」(第3回 津南町商工会)
9月6日 「魚沼の経営塾」日帰研修旅行(糸魚川信組、大火被災地、柏崎原発見学)	11月6日 「次代の会研修旅行」(大東京信組・理事長講演会) 理事長他職員6名





# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組

## 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域に真に密着した金融機関であり、中・小規模事業者の拠り所として、地元の将来を背負って立つ気概を持っています。

組合員一人一人は良い時も悪い時もあり、長い目で見れば助けたり助けられたりする間柄。当組合の付き合いは、長期的視点に立つ支援が基本です。当組合の営業地域が限定されていることは、運命共同体を意味しており、「逃げない」金融機関として、お客様の経営支援に真に正面から取り組んでいます。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備

本部の「しんくみセンター」内に「魚沼の中小企業経営支援協議会」を設置、専門委員会として各営業を横断的に「事業先支援委員会」を設置して、中小企業の経営支援に取り組んでいます。

## 中小企業の経営支援に関する取組み状況

### 創業・新規事業支援

・認定支援機関同士の連携により、地域内の特に若者層の独立を支援し、新事業を誕生させるお手伝いに取組んでいます。

### 支援プロジェクト

・地域の魅力ある商品やサービスを提供する企業に対して特別に支援する「プロジェクト」を立ち上げ、支援しています。  
・「事業育成」「企業成長」をキーワードに

経営の内部に介入し、経営者様と一体となり経営の改善、生産性の向上を実現するために取組んでいます。

### 経営改善・事業再生支援

・経営改善計画策定支援  
・条件変更等で対応した経営支援先へは、事業先支援委員会が最低月1回定期訪問し、経営助言の実践と経営改善計画策定支援に取り組んでいます。

### 月次決算化支援

・当組合のお取引先が会計要領に準拠した信頼性のある決算書とすること、毎月収支が確認でき、独自に資金計画が図れる「月次決算化」に取り組んでいます。

### 事業承継

・後継者不在による自主廃業への対応として  
① 後継者不在事業先の事業存続予想年数等のデータ化  
② 既存事業先の事業主及び従業員への事業承継の可能性確認  
③ 事業譲渡M&Aによる事業承継の可能性確認

④ 経営者候補の求人、若手起業家の発掘と育成  
以上に取組んでいます。

## 地域の活性化に関する取組状況

### 地元消費購買促進事業

・地域還元型特別賞与  
・当組合では、職員へ必ず勤務地で消費することを条件に通常賞与と別に「地域還元型」の特別賞与を支給し、地元の信用組合として消費活動の促進に寄与するべく取組んでいます。提携先企業にも広く提案をしています。

### 牧之通り活性化

・本店観光開店  
・当組合本店が位置する「牧之通り」の活性化及び地元の観光産業の業績向上に向けた支援として、本店のロビーを観光客の見学場所として開放しております。

### 子ども金銭教育推進事業

・当組合の各支店の所在地である小中学生を対象に、貨幣の歴史や金融の仕組みを学ぶ出張授業の開催を実施しています。学校での直接の授業の他、当組合営業店の店舗に生徒を招いての開催も実施しています。

### 若者カド教育・スマホ教育

・本店所在地の地元高校に対し、クレジットカードやカードローン、キャッシングの利用に対する注意喚起を行い、詐欺被害防止や貯蓄の重要性を出張授業しています。また同高校のOB職員によるスマホ課金ゲームの注意喚起は大変好評であり、今後もさらに維持発展して参ります。

## 顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローンの提供

担保・保証に過度に依存しない融資商品である「景気対策特別融資」「農業振興支援資金」、協業化と創業・新事業を支援する「創業・協業化支援資金」、資金繰りの安定化を図る「ビジネスサポート」、エコ関連資金として「環境エコローン」などを取り扱っています。平成29年2月1日、全国初となる20年固定の51年固定金利の住宅ローンを発売。地域・社会の課題を解決するための商品開発を今後も続けていきます。

また、個人への支援として、高齢者向け

の「年金需給者ローン」、多重債務改善対策の「おまとめローン」、当組合組合員の地元自動車関連指定業者からの車の購入から、細かな出費まであらゆる場面に即日対応できる「マイカーローン・リザーブ」などを取り扱っています。

## 地元警察署との連携協定



地域の皆様への支援を充実させるため、2018年9月に地元警察署との連携協定を締結いたしました。今後もより一層連携を深め、活力ある魚沼の発展に努めてまいります。

## 一日消防署長の実施

秋の全国火災予防運動に合わせて塩沼信用組合の職員が一日消防署長となり、園児達と「防火パレード」を行い、火災予防を呼びかけました。



市民に防火呼びかけ  
南魚沼 信組職員が一日消防署長に

# 面的支援による地域貢献活動の実績

## 全国信用組合との連携による取組

### 旅行誘致

全国の信用組合、信用金庫とのネットワークを駆使し、魚沼地域への年金旅行誘致を実現しています。トップセールスで営業し、数百人単位、数千単位の人単位に年金受給者向け旅行から、信用組合の役員旅行まで、数多くの旅行誘致に成功しています。



旅行の受入企画から現地ガイドまで当組合職員が行い、牧之通り到着時には地元商品の紹介のため取引先企業と臨時売店を開き、今後の取引拡大にも役立っております。

### グルメ選手権 in 東京タワー

全国各地から集まった11の信用組合の取引先飲食店が腕を競い、東京タワーの真下にて第二回しんくみご当地グルメ選手権を開催しました。

このイベントは、2018年に塩沢信用組合の発案で新潟魚沼に東京の信用組合とその取引先有名飲食店をお招きして開催したグルメ選手権の盛り上がりをもとにパワーアップして開催したものです。そこで生まれた東京の信用組合との繋がりを発展させ、効果的に地域のお客様への利便性向上や地域の魅力商品の発信に役立てています。

今後、取引先事業者様の発展、地域の活性化のために全国の信用組合との連携を強化して参ります。



## 地元警察との連携による取組

### 防犯標語「いかのおすし」を地域に普及

南魚沼市、魚沼市、湯沢町、津南町の全ての小学校(33校)へ防犯に関心を持ってもらう為に、教職員と小学生(5,300人)へ警察署員から説明をしてもらい防犯標語「いかのおすし」をデザインしたオリジナルクリアファイルを寄贈いたしました。



子供ひとりごとが知っていても実効性はなく地域を挙げて「いかのおすし」を普及させ、安心して登校できる環境を地域全体でつくってまいります。

### 高齢者の免許返納後の移動手段の悩みを解決するため、地元タクシース会社で利用できるタクシース券を進呈する定期預金商品が発売されました。

地域の安心・安全を、地域全体で守る取り組みをこれからも続けていきます。

## 産学連携による取組

### 大学での理事長講演



信用組合の寄附講座として、平成30年度は、長岡大学経営学部、青山学院大学経済学部で理事長講演を実施し、これから社会に出ていく若者に「保証付け」や「リポ地獄」に陥っている人達がいる。金融知識の育成に役立てていきます。

### 南魚沼の教育を考える集い

8月にはこれからの子供たちの教育を真剣に考えるため「魚沼の教育を考える集い」で南魚沼市、湯沢町の小中学生の教職員、保護者の方の前で講演をさせていただきました。塩沢信用組合が取り組む学生支援の取組などを紹介しました。



今後、一層教育関係者の皆様との連携を深め、魚沼の将来を担う子供たちの育成に努めて参ります。

## JC・地元商工会との連携による取組

### JC・商工会青年部への職員派遣

当組合の若手職員が中心となり、商工会や青年会議所と連携して地域の発展に貢献することが目的で、地域の各イベントに協力したり、「経営発達支援事業」の支援を実施し、9商工会の「経営発達支援事業」の課題についての解決策を検討しました。

### 商工会での理事長講演

5月10日には湯之谷商工会にて理事長講演会を実施し、当組合の伴走型支援の取組を紹介して称賛の声を頂いております。

### 「しんくみ食のビジネスマッチング」の参加誘致

「しんくみ食のビジネスマッチング」では地元商工会の参加の誘致を行い、出店が実現しました。







商工会支援事業として食のビジネスマッチング展では、それぞれの商工会の要望を確認し、各参加形態に合わせた個別の戦略により実施することができ、参加者の販路拡大や地場産業の宣伝PRに繋がっております。




今後、地元商工会との連携を強化して地域の発展に努めて参ります。







# 文化的・社会的貢献・地域貢献に関する活動

(地域の面的再生に向けた取組の成果) (企業の社会的責任(CSR)に関する事項)

平成30年	4月1日	「東京塩沢会・総会」(上野・精養軒)「30周年記念式典」小野澤理事長出席	
4月5日	「ハイウェイレディ委嘱式」(万代シルバー・瀬下・佐藤)		
4月6日	「入学式写真撮影」「入学式・新入生へ記念品贈呈」		
4月21日	「糸魚川復興マルシェ」小野澤理事長他希望職員		
5月3日	「塩沢宿・牧之茶会」協賛(職員7名参加、本店「観光開店」実施)		
5月6日	「軽トラ市」開催(5月～11月の第一日曜日)(本部)協賛		
5月23日	「信金・信組若手職員意見交換会」職員3名出席		
5月25日	「ニッキン取材」(本部ミーティングルーム)小野澤理事長対応		
6月3日	「東京大和会・総会」(上野・精養軒)小野澤理事長出席		
6月5日	「新潟日報取材」(本店)小野澤理事長対応		
6月10日	「第10回南魚沼グルメマラソン」職員有志スタッフとして参加		
7月7日	「糸魚川信組役員旅行」IN津南、南魚沼		

7月10日	「夏期賞与支給」職員へ「地域還元型賞与」3万円上乘せ支給	
8月11日	「うおぬま就職応援フェア」(市民会館多目的ホール)	
8月15日	「日経新聞社取材」(本部)小野澤理事長面談	
8月22日	「南魚沼の教育を考える集い」小野澤理事長他職員7名	
9月3日	「南魚沼警察署包括連携協定」調印式・記者会見	
9月3日	「小出警察署包括連携協定」調印式・記者会見	
9月3日	「連れ去り事件防犯標語印刷クリアファイル贈呈式」浦佐小学校	
9月4日	「魚沼地域金融懇談会」(基調講演・橋本卓典氏)(木の芽坂)	
10月5日	「十日町警察署包括連携協定」調印式・記者会見	
10月8日	「住まいなんでもフェスティバル」(市民会館)	
10月14日	「第7回南魚沼コシヒカリRUN IN石打」	
10月15日	「埼玉信組・本店訪問」「小野澤理事長・講演会」in秩父	
10月25日	「第2回県内信金信組若手職員意見交換会」(全信組連)職員2名派遣	

11月8日	「一日消防所長」職員2名派遣		
11月26日	「青山学院大学・理事長講演会」小野澤理事長他職員2名出席		
12月5日	「長岡大学・理事長講義」小野澤理事長他職員2名出席		
12月6日	「未来魚沼の交差点」(市民会館)「FUJ交流会」(ほてる木の芽坂)		
12月8日	「信組元役職員との感謝の集い」(65周年記念事業)(ほてる木の芽坂)		
12月10日	「職員賞与+地域還元賞与(3万円)支給」		
平成31年	2月6日	「CSR・CSV推進セミナー」(ユニゾンプラザ)理事長、理事、他職員2名出席	
2月16日	「第35回しおざわ雪譜まつり」(勤労者体育館)小野澤理事長出演		
3月16日	「しんくみご当地グルメ選手権」IN東京タワー		
3月17日	「アクアコイン祭り」(君津信組・本店駐車場)		
3月17日	「Japanソーシャルビジネスサミット」(法政大学)		
3月26日	「魚沼の未来基金贈呈式」(合同記者会見)(南魚沼市民会館)		

# 地域を応援する取組

(地域の活性化に関する独自のベンチマーク)

1社1人、100社100人の雇用を魚沼に創出

## 「うおぬま就職応援フェア」

1社1人、100社100人の雇用を魚沼に創出するための取組みとして「うおぬま就職応援フェア」を開催しました。人口減少に歯止めをかけるために「働く場」を提供し、地域の雇用を確保することで若者の定住促進を図り、地域の発展につなげることを目的とします。

この特徴は新卒求人だけでなく、ハローワークと協働し、中途の方も気軽に参加できる合同企業説明会となっています。大手企業の工場誘致による雇用創出ではなく、地元で頑張る堅実な企業様が一人ずつでも毎年雇い入れをして頂くことが、企業の5年後、10年後を見据えた礎になり、事業の発展に貢献すること、地域の雇用が創出されることこそが、「真の地方創生」であると考えています。



継続事業として、今後も民間大手の手が届かない地方の就職市場で地域事業者の課題と真剣に向き合い、価値を生み出して参ります。

若者定住と地元優良建築業者の振興

## 「住まいの何でもフェスティバル」

平成30年10月には地域の産業振興の一役を担い、仕事を創出するために第2回となる「住まいのなんでもフェスティバル」を開催しました。地元建築業者と建築関連業者で住まいに関する相談をワンストップで解決するイベントで、地元建築業者と建築関連業者の連合化を実現し、地域産業の競争力の強化に貢献しています。

また地元建築業者同士が集う機会を得たことでも営業力不足に悩む地元建築業者様の事業支援に役立っています。同時開催した地域の有名パン屋さんのパンマルシェも賑わいを見せ、地域の魅力を発信することができました。

継続期待も高く、2019年は津南会場でも行うことを決定しました。2019年9月23日は南魚沼市民会館でナナシのマルシェ共催、2019年10月6日は津南総合センターでつなマルシェ共催で開催をします。



地域の子供は地域で支える

## 「魚沼の未来基金」



組合員の皆様を始めとする地域の有志の方々から寄付金をお預かりし、地域の若者が、経済的理由で自分の夢を諦めることなく、努力を続けられるように、地域で支えることを目的として平成28年に「魚沼の未来基金」を設立しています。

この奨学金は、魚沼に暮らす、ひとり親世帯の高校生が対象で高校入学時に36000円、以降毎月50000円の奨学金が支給され、1期目は22名、2期目は38名、3期目は50名がこの奨学金を受け、元気に高校生活を送っています。

3月に開催した奨学金の贈呈式では自治体、商工会、学校関係者、寄付者をお招きして奨学生とその保護者へ直接寄付者の想いをお伝えし、多くの方からの善意に支えられていることを説明させていただきました。

「魚沼の未来基金」では地域とのつながりを実感してもらうために、この奨学金を受け取る高校生は、当組合が行う地域のボランティア活動に参加しており、地域との交流を深めています。

営利を目的としない信用組合だからこそ出来る取り組みであり、協同組織の原点ともいえる事業と考えております。

魚沼の未来基金の価値を一人でも多くの方から共有して頂けるよう努力して参ります。

魚沼を人が溢れる魅力的なまちにする

## 「未来魚沼の交差点事業」

「渋谷のスクランブル交差点」をイメージし、未来の魚沼を人が溢れる街にしたいという思いからスタートした事業です。「地域内外」「国内外」から英知を結集して、「地域内総生産を引き上げ、「人が溢れる魚沼」を実現することを目的として開催しました。

2018年12月に第一回としてSession1では株式会社タナベ経営 仲宗根政則氏とSession2では飛騨信用組合 大原誠氏をお招きして開催しました。地元のことを考えた取組であり、活気のある流通市場が想像できると多くの方から好評をいただいています。

電子通貨については特に興味深いという声が多く、2019年10月11日に第2回を開催し、君津信用組合様より「アクアコイン」の取組についてご紹介いただきます。

今後も当組合のネットワークを駆使して、地域が活性化するための取組を考え、魚沼の未来へ繋がるあたらしい流れを作ります。



# 支援事業の取組紹介（「地域」と「利用者」「顧客企業」にのってのメリット）

## 2017年度の10の支援プロジェクト

今は、お客様が金融機関を選ぶ時代であり、金融機関都合ではない、お客様都合の融資が求められています。そこで塩沢信用組合の平成29年度は数字を気にせず本気でお客様を支援するために「営業ノルマ撤廃」からスタートしました。

お客様の役に立つ、本業を支援するには、時間と知識が必要であり、営業に割く時間を減少させてでも、本気になってお客様と向き合うこととし、各店2先の事業所様に特化しました。これを5店舗の営業店で「10プロジェクト」とし、当地域を代表する旅館業、飲食業、農業など様々な業種と向き合っていました。

お客様ごとのSWOT分析を実施して店内のミーティングにて課題・今後の方針の見直しを策定し、お客様とのミーティングの場を設け、互いの意見を交換し、お客様と今後の方針を5W1Hで決定しました。

時にはお客様にイベント等の提案を行い、当組合の職員も一緒になってお手伝いをし、イベントにより認知度向上に努めたり、果物生産者には、事前に購入者を確定することで短い旬の時期を無駄にしない「オーナー制度」を提案し、安定的な売上げに貢献しました。

平成29年度は、本業支援に特化したことで、職員と取引先との信頼関係が深まり、成功に導いた「ノウハウ」は私たちの財産となりました。



## 73支援先へ10プロジェクトのノウハウの活用

2018年度は10プロジェクトで得たノウハウを他のお客様へ波及させつつ、当組合の特徴を幅広く伝えていきました。全店10先の支援先から73先へ広げ、10プロジェクトの好事例を支援先に活かし、事業者様のさまざまな取組にも触れることができ、その取組の中でも事業者様の「キラッと光る取組」を見つけることができました。

塩沢信用組合では事業者様としっかりと向き合い、本業支援を徹底して行うことを基本としています。

真にお客様と向き合い、全員営業で団体戦として取組むことで、お客様が持つ課題に対しての本業支援を行い、事業先の改善が実現しました。

### 「キラッと光る」取組事例

#### 小売業

地元の高齢者など買物弱者のための「ショッピングバス」を運行し、地域の課題に根差した優しい営業を実施しています。

地元顧客はもとより、観光バスの受入等についても積極的に行いマンション客や観光客の集客を増加させています。

#### 製造・販売業

他の生産者が価格競争に直面している中、独自の品質確保による付加価値戦略から高価格帯での販売を可能としています。

生産在庫を極小化し鮮度優先の生販連動システムを構築し、経営コンサルティング時の営業スキルを活かし、高級量販店や高級卸を対象に、ニッチをターゲット化し価格訴求によるブランド構築と安定利益の確保を実現しています。

## 2019年度は「他行共存型」で事業先を支援

2019年度は支援先を150先へ広げ、事業者様の支援に取り組んでいます。

今年度は2018年度の支援活動の中で発掘した、事業者様の「キラッと光る場所」へ注目し、他の支援先へ活用することで事業のレベルアップに繋げる取組をスタートしています。

事業者様の中には販路拡大や経費管理、人材育成といった事業の各分野で工夫した営業戦略や先進的な取組を行っているところがあります。そういった専門的な分野でのノウハウを職員が吸収することで他の支援先の事業の拡大や発展に繋がっています。

また当組合の特長は、オーダーメイド型とされるものや、借入の支援をさせていただいた先とは、真のおつきあいが始まり、最後まで一緒に寄り添う永続伴走型であり、わらしべ長者型アドバイザーを得意としています。

当地域においても「保証づけ」で「過剰融資」に陥り、返す為に借りる状態となっている事業者様や複数行にまたがって複数の長期資金があることで、毎月の返済負担が多額となっている事業者様も中にはあります。塩沢信用組合では毎月資金繰りが気になり、事業に専念することができなくなっている事業者様の返済負担を軽減し、事業性キャッシュフローを導き出して、本業に専念できるご支援を実施しております。

その手法は資金繰りの悪化を招かないよう「必要運転資金」は返さなくていい資金として短期資金を活用し、場合によっては他行共存型として他行に残高を残したまま支援を行います。

これは血液の流れをしっかりと見定めて、流れを止めないホームドクターのように、事業の流れをつかみ、資金の流れを循環させようとする塩沢信用組合の独自の取組みであり、お客様の課題解決支援に繋げ、経営困難に陥っている場合は根本にメスを入れ健康体に導くご支援を行っています。

塩沢信用組合は、今後も地域を支える金融機関として困っている事業者様に寄り添い、ご支援していくことで社会的価値を高めています。

歓迎 塩沢信用組合  
魚沼の次代を担う会の皆さま



大東京信用組合 トップセミナー  
(2018年11月6日)

11月6日「食のビジネス  
マツチング」池袋へ参加  
し「トップセミナー」とし  
て「大東京信用組合」を訪  
問。柳沢理事長から講演し  
ていただいた。  
12月6日「未来魚沼の交  
差点」と題した150名限  
定のセミナー開催。飛弾信  
用組合から大原理事長をお  
招きし、さるばるばコイン  
電子地域通貨の講演が当地  
で話題となり、参加者は勿  
論それ以外からも反響が大  
きかった。

来てくださった方々など、大きな駐車場が一杯になるほどの  
盛況ぶりだった。  
10月15日は、埼玉信組のお招きで「秩父市」にて理事長講  
演会を開催。  
10月16日は、「女性のための女性活躍セミナー」第2弾を  
開催。  
11月26日に「青山学院大学」にて理事長講座を開講。30  
3名の学生から終了後にレポートが提出され、若者から信用  
組合の活躍が注目された。  
12月4日「長岡大学」にて小野澤理事長による寄付講座を  
開講。  
取引先や役職員の旅行で、共立信組（東京）、糸魚川信組、  
北部信組（山形）福島県商工信組が、当地を訪れ、地元へ経  
済効果をもたらしてくれた。  
9月6日「糸魚川信用組合」を訪問。黒石理事長から講演  
していただいた。



第三期魚沼の未来基金・贈呈式  
(2019年3月26日)

1月31日「はばたき奨学金」第三期審査実施。寺尾新大准  
教授、林市長、佐藤市長と小野澤理事長により厳正なる審査  
の結果、第三期奨学生が誕生。  
3月26日に南魚沼市民会館にて「贈呈式」が、多くの寄付  
者や来賓に見守られな  
がら実施され、奨学生た  
ちは、学部部活共に高校  
生活を充実させていく  
と力強くあいさつして  
くれた。三期目に入り、  
延べで110名の奨学  
生が誕生した。地元の家  
である子どもたちには、  
「卒業後は、世界へ羽ば  
たき、いざれ故郷に恩返  
しするような人に育つ

12月10日と11日に「三  
條信用組合」佐藤理事長  
から依頼され、高橋専務  
理事以下12名が当組合の  
「合同貸出FS」事業（本  
店開催）に参加した。  
3月16日には、東京の  
「大東京信用組合」が呼び  
かけ「全国11信用組合」  
の連携協力が実現「しん  
くみご当地グルメ選手権」  
が盛会裏に開催された。  
信用組合同士の交流は、取引先の事業の発展のためであり、  
魚沼をいかに全国へ繋げるかが目的、そのために益々充実さ  
せていく所存である。  
12月10日と11日に「三  
條信用組合」佐藤理事長  
から依頼され、高橋専務  
理事以下12名が当組合の  
「合同貸出FS」事業（本  
店開催）に参加した。  
3月16日には、東京の  
「大東京信用組合」が呼び  
かけ「全国11信用組合」  
の連携協力が実現「しん  
くみご当地グルメ選手権」  
が盛会裏に開催された。



三條信用組合「合同研修会・合同FS」  
(2018年12月10日)



小出郷剣道全国大会出場お祝い金贈呈  
(2018年7月25日)



てほしい。」と願っている。  
現在、当組合は、健康経営を目指し、健康経営優良法人と  
して認定を受けた。これは当組合と取引している多くの事業  
者の皆様へ自らが範を示すためのものである。今期決算にて、  
10年連続の好決算を達成し、その利益の一部は、組合員の皆  
様、信栄会の皆様と職員、地元へ還元する予定である。  
2009年度から10年連続での好決算となる見込みであ  
り、これも偏に、総代はじめ組合員の皆様のご協力の賜物で  
あると役員職員一同感謝すると共に、引き続きのご支援をお願  
い申し上げます、2018年度の事業報告とする。

# 事業報告 2018年度 第66期 (自2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

## 事業の概況

2018年度は「職員研修」への時間と労力と経費を更に倍増することを決めスタートした。職員へは、自らが学ぶ姿勢を尊重、組織内に勉強する風土を醸成、勉強法や成長を促すための工夫は、プロジェクト化して取組んだ。

職員の「働き方改革」は、休み易い職場を宣言し、全員が1週間の連続休暇と3日間の「メモリアル休暇」の取得を義務化した。

残業時間については、過重労働にならないよう、チームでチェックする体制とし、実際の業務は「個人ノルマ撤廃」「営業店の数字廃止」により、従来金融機関の職員がストレスと感じていた部分は、当組合では存在していない。

「働き方」の軸は、「人の役に立つこと、地域の役に立つこと」を掲げてチームで行動し団体戦で臨むスタイルを確立した。

5月「湯之谷商工会総会」での理事長講演会、7月に「ソリューションセミナー」開催、8月に「南魚沼での教育を考える会」での理事長講演会、9月の「信組ふれあい祭り」「信栄会サポート委員会」開催、地元4自治体との連携協議継続、地元商工会の経営発達支援事業への協力など、当組合の存在が、点から線へ、線から面へと発展した実績



湯之谷商工会理事長講演会  
(2018年5月16日)

として評価された。

9月には、地元警察署との連携協定が実現。

「いかのおすし」の防犯標語の普及、管内の小学校33校、5,300人の児童へ

警察署員と当組合の職員が一緒に小学校を訪問し防犯指導が実施できた。

高齢者の「運転免許返納特別定期預金」を新発売、高齢者の交通事故防止と地元タクシー利用を促進。地元住民と三位一体の「防犯訓練」は、防犯と特殊詐欺被害防止へ、マスコミ報道もあり、多くのお客様から注目された。

6月の総代選挙では、組合員の構成比(男女比と年代)と、総代の構成がほぼ等しくなり、11,800有余の組合員の声を、120名の「総代」が代弁するという、総代の意見がイコール組合員の総意とみなせる条件を整えた。

地区別の総代の「顔写真」と「氏名」が分かるように、組合員全員へ郵送にて通知し、同地区の総代があなたの代表であることを組合員へ周知した。

「通常総代会」では、パブリックリソース財団への経費は全額当組合が負担すること、そのほかに、100万円を寄付することが全会一致で承認された。



「いかのおすし」のクリアファイル贈呈  
(2018年9月6日)

6月23日に「65周年記念事業」として「山田久志氏の特別講演会」と退任総代への「感謝状贈呈式」を来賓多数をお迎えして盛大に開催された。

8月11日に開催した第2回「うおぬま就職応援フェア」は、おかげさまで地元企業の皆様の人手不足を補い、採用の手助けをすることが出来た。

9月4日に新潟財務事務所主催による魚沼エリア内の6金融機関、30支店長が一堂に会する「魚沼地域金融懇談会」を開催した。

10月1日の「第四北越FG」誕生では、マスコミ各社から取材を受け、その影響については「昨年3月の統合発表時には、漠然とした不安を持ったが今は、何も影響を受けないことがはっきりした。」と回答している。

10月8日「住まいの何でもフェスティバル」は、大盛況、大成功であった。職員の頑張りのお蔭で、声掛けしたお客様のほとんどが来場。そのほかにチラシとポスターを見て、やって来た方たち、

パンマルシェに惹かれて



住まいの何でもフェスティバル  
(2018年10月8日)



うおぬま就職応援フェア  
(2018年8月11日)

